

【表紙】

| | |
|--------------------------------------|-----------------------|
| 【提出書類】 | 訂正有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長殿 |
| 【提出日】 | 2025年3月24日提出 |
| 【発行者名】 | 三菱UFJアセットマネジメント株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役社長 横川 直 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区東新橋一丁目9番1号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 伊藤 晃 |
| 【電話番号】 | 03-4223-3037 |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 | 三菱UFJ DC世界ESGバランスファンド |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】 | 1兆円を上限とします。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年9月24日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について半期報告書の提出に伴う関係情報の更新等および申込不可日の追加に伴う所要の変更を行うため、本訂正届出書を提出します。

2 【訂正の内容】

<訂正前> および <訂正後> に記載している下線部__は訂正部分を示し、<更新後> に記載している内容は原届出書の更新後の内容を示します。

「第二部 ファンド情報 第1 ファンド状況 5 運用状況」は原届出書の更新後の内容を記載します。

なお、「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」において、「1 財務諸表」につきましては「中間財務諸表」が追加され、「2 ファンドの現況」につきましては原届出書の更新後の内容を記載します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<更新後>

当ファンドは、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざして運用を行います。

信託金の限度額は、5,000億円です。

* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) | 独立区分 | 補足分類 |
|---------|--------|-------------------|-------|---------|
| 単位型 | 国内 | 株式 | M M F | インデックス型 |
| | | 債券 | | |
| | 海外 | 不動産投信 | M R F | 特殊型 |
| | | その他資産 () | | |
| 追加型 | 内外 | 資産複合 | E T F | () |

属性区分表

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替 ヘッジ | 対象 インデックス | 特殊型 |
|--|----------------------------------|--|----------------------|---------------|--------------|--|
| 株式 一般 | 年1回 年2回 | グローバル (日本を含む) | ファミリー ファンド | あり (部分ヘッジ) | 日経225 | ブル・ベア型 |
| 大型株 中小型株 | 年4回 年6回 (隔月) | 日本 北米 欧州 | ファンド・ オブ・ ファンズ | なし | T O P I X | 条件付運用型 |
| 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性 () | 年12回 (毎月) 日々 その他 () | アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング | | | その他 () | ロング・ ショート型 / 絶対収益 追求型 その他 () |
| 不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株 式、債券))) 資産複合 () | | | | | | |

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容について、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

| | | |
|---------|-------------------------|--|
| 単位型・追加型 | 単位型 | 当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。 |
| | 追加型 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。 |
| 投資対象地域 | 国内 | 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 海外 | 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 内外 | 信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 投資対象資産 | 株式 | 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 債券 | 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 不動産投信（リート） | 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | その他資産 | 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 資産複合 | 信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 独立区分 | M M F（マネー・マネージメント・ファンド） | 一般社団法人投資信託協会が定める「M R F及びM M Fの運営に関する規則」に規定するM M Fをいいます。 |
| | M R F（マネー・リザーブ・ファンド） | 一般社団法人投資信託協会が定める「M R F及びM M Fの運営に関する規則」に規定するM R Fをいいます。 |
| | E T F | 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。 |
| 補足分類 | インデックス型 | 信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。 |
| | 特殊型 | 信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。 |

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

| | | | |
|--------|----|-----|--------------------------------------|
| 投資対象資産 | 株式 | 一般 | 次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。 |
| | | 大型株 | 信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。 |

| | | |
|--------|----------|--|
| | 中小型株 | 信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。 |
| 債券 | 一般 | 次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。 |
| | 公債 | 信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。 |
| | 社債 | 信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。 |
| | その他債券 | 信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。 |
| | クレジット属性 | 目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（B B B格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（B B格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。 |
| | 不動産投信 | 信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。 |
| | その他資産 | 信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。 |
| | 資産複合 | 信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 決算頻度 | 年1回 | 信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。 |
| | 年2回 | 信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。 |
| | 年4回 | 信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。 |
| | 年6回（隔月） | 信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。 |
| | 年12回（毎月） | 信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。 |
| | 日々 | 信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。 |
| | その他 | 上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。 |
| 投資対象地域 | グローバル | 信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 日本 | 信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 北米 | 信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 欧州 | 信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | アジア | 信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | オセアニア | 信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 中南米 | 信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | アフリカ | 信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |

| | | |
|----------|-------------------|--|
| | 中近東（中東） | 信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | エマージング | 信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 投資形態 | ファミリーファンド | 信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。 |
| | ファンド・オブ・ファンズ | 一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。 |
| 為替ヘッジ | あり | 信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。 |
| | なし | 信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。 |
| 対象インデックス | 日経225 | 信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。 |
| | TOPIX | 信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。 |
| | その他 | 信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。 |
| 特殊型 | ブル・ペア型 | 信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指標・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。 |
| | 条件付運用型 | 信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。 |
| | ロング・ショート型／絶対収益追求型 | 信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。 |
| | その他 | 信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。 |

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

[ファンドの目的・特色]

ファンドの目的

日本を含む世界各国(新興国を含みます。以下同じ。)の株式等および公社債を実質的な主要投資対象とし、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。

ファンドの特色



ESGに着目した運用手法を用いる投資信託証券への投資を通じて、主として日本を含む世界各国の株式等(DR(預託証書))を含みます。以下同じ。)および公社債に投資を行います。

- 当ファンドはESGに着目した運用手法をもつ投資信託証券のみを複数組み合わせて投資を行い、社会・環境等への影響に配慮しつつ、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。

*当ファンドの愛称は「ソーシャル・インパクト」ですが、当ファンド全体で教育や健康、貧困など特定の社会的(ソーシャル)課題の解決を目的とした投資を行っておりません。

- ESGとは、環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)の頭文字を取ったものです。
企業の持続可能な成長等のため、環境や社会の問題を意識した経営と、そのためのガバナンス(企業統治)体制の構築が必要との考え方方が広がっています。
- DR(預託証券)とは、ある国の企業の株式を当該国外の市場で流通させるため、現地法に従い発行した代替証券です。
株式と同様に金融商品取引所等で取引されます。

特色2

原則として、「国内株式」、「世界株式(国内株式を含む。)*」、「世界債券(国内債券を含む。)*」の区分ごとに投資信託証券を組入れます。

*以下、それぞれ「世界株式」、「世界債券」といいます。

- 「国内株式」25%、「世界株式」25%、「世界債券」50%を基本投資割合とします。

※経済環境の大きな変化などが生じ、必要と判断した場合には、当該基本投資割合を見直します。

- 投資信託証券の組入比率は高位に維持することを基本とします。

<各資産区分の基本投資割合および投資対象とする投資信託証券>

| 資産区分 | 基本投資割合 | 投資対象とする投資信託証券 | 主なファンドの特色 |
|------|--------|---|--|
| 国内株式 | 25% | 日本株ESGアクティブマザーファンド | エンゲージメント(企業との対話)等を通じてESGの取り組みへの改善が見込まれる企業の中から、企業収益の成長性、株価水準等を考慮して、銘柄選定を行います。 |
| 世界株式 | 25% | ペイリー・ギフォード・ワールドワイド・ポジティブ・チェンジ・ファンドークラスC・JPY・アキュムレーション(円建) | 好み深い社会的インパクト(社会的変化)をもたらす事業によって、長期の視点から成長が期待される世界各国の企業の株式等に投資を行います。 |
| 世界債券 | 50% | ヘッジ付気候リスク調整世界国債インデックスファンド(FOFs用)(適格機関投資家限定) | [FTSE気候リスク調整世界国債インデックス(円ヘッジ、円ベース)]に連動する投資成果をめざして運用を行います。 |

*2025年3月25日時点の投資対象であり、投資する投資信託証券は今後変更する場合があります。

*組入投資信託証券のESGに着目した運用手法については、追加的記載事項をご参照ください。

☞ 委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

(https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html)

■日本株ESGアクティブマザーファンドのスチュワードシップ方針

委託会社はお客さまから委託された資産の運用を行う立場として、投資先企業が株主利益を考慮して企業価値の向上や持続的な成長を果たすことに資するため、気候変動や人権・ダイバーシティ、ガバナンス体制などの投資先企業におけるESG課題を重視し、企業との「目的を持った対話」や明確な方針のもとでの議決権行使などのスチュワードシップ活動を実施します。

(ご参考)

委託会社のスチュワードシップ活動

https://www.am.mufg.jp/investment_policy/responsible_stewardshipcode.html

■ペイリー・ギフォード・ワールドワイド・ポジティブ・チェンジ・ファンドークラスC・JPY・アキュムレーション(円建)のスチュワードシップ方針

ペイリー・ギフォードは「真の投資家」であるという理念を基に、企業との対話に役立つ、「長期的な価値創出の奨励」、「ステークホルダーの公正な扱い」などの原則を掲げ、長期投資家として建設的なエンゲージメントや議決権行使などのスチュワードシップ活動を行います。議決権行使に関しては、潜在的な利益相反を特定、防止及び管理するための明確なプロセスのもと、お客様の長期的な利益を最大化する観点から、原則として保有する全銘柄に関し議案を評価するよう努めます。ESGに関する個別の懸念事項については、通常、企業と直接エンゲージメントを図ることで対処しますが、十分な進展が見られない場合に、企業に対する働きかけを強化する手段として議決権行使を行います。

特色3

「世界債券」の組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかります。その他の実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

- 「世界債券」の運用目的達成のために、為替ヘッジ比率を引き下げる、あるいは為替ヘッジ比率を100%以上に引き上げることがあります。

為替ヘッジの活用

為替予約取引を活用し為替ヘッジを行うことにより、為替ヘッジをしなかった場合と比較して安定した値動きが期待されます。ただし、為替ヘッジにより、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

なお、為替ヘッジを行う場合で円金利がヘッジ対象通貨の金利より低いときには、これらの金利差相当分のヘッジコストがかかります。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

- 「世界株式」の組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動による影響を受けます。

特色4

年1回の決算時(6月25日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。

- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

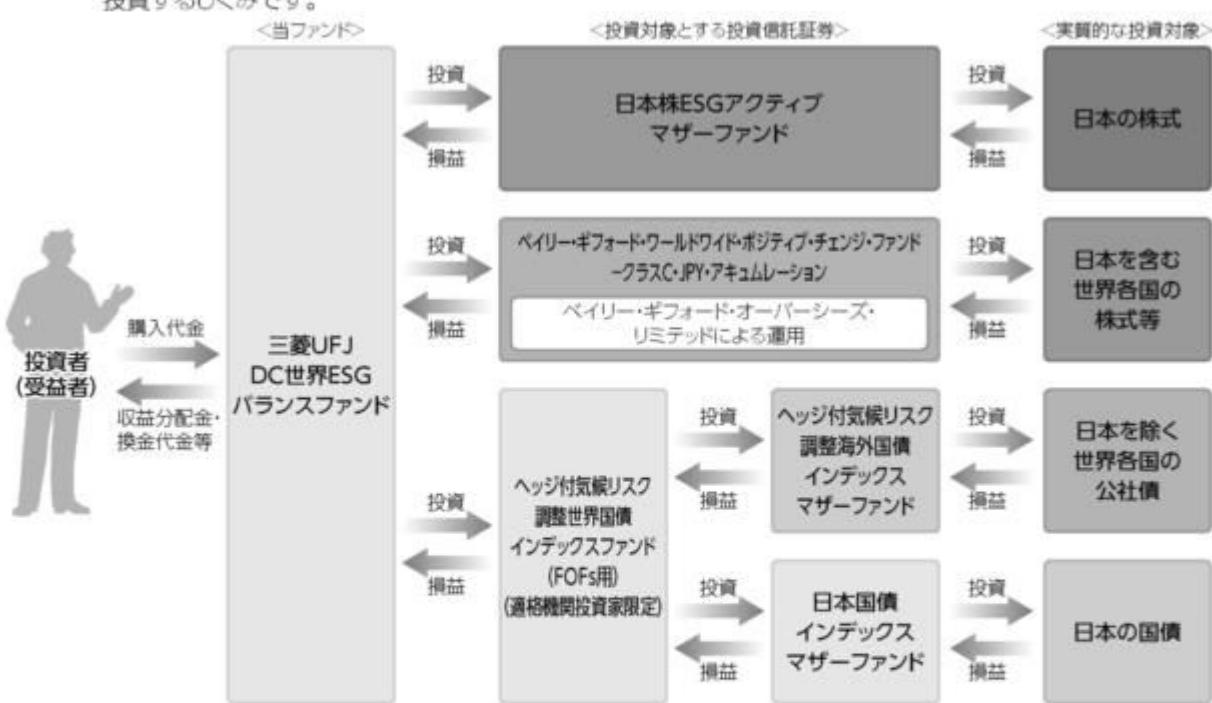
分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよび金額について保証するものではありません。

■ファンドの仕組み

ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

- ・ファンド・オブ・ファンズ方式とは、株式や債券などに直接投資するのではなく、複数の他の投資信託証券に投資するしくみです。

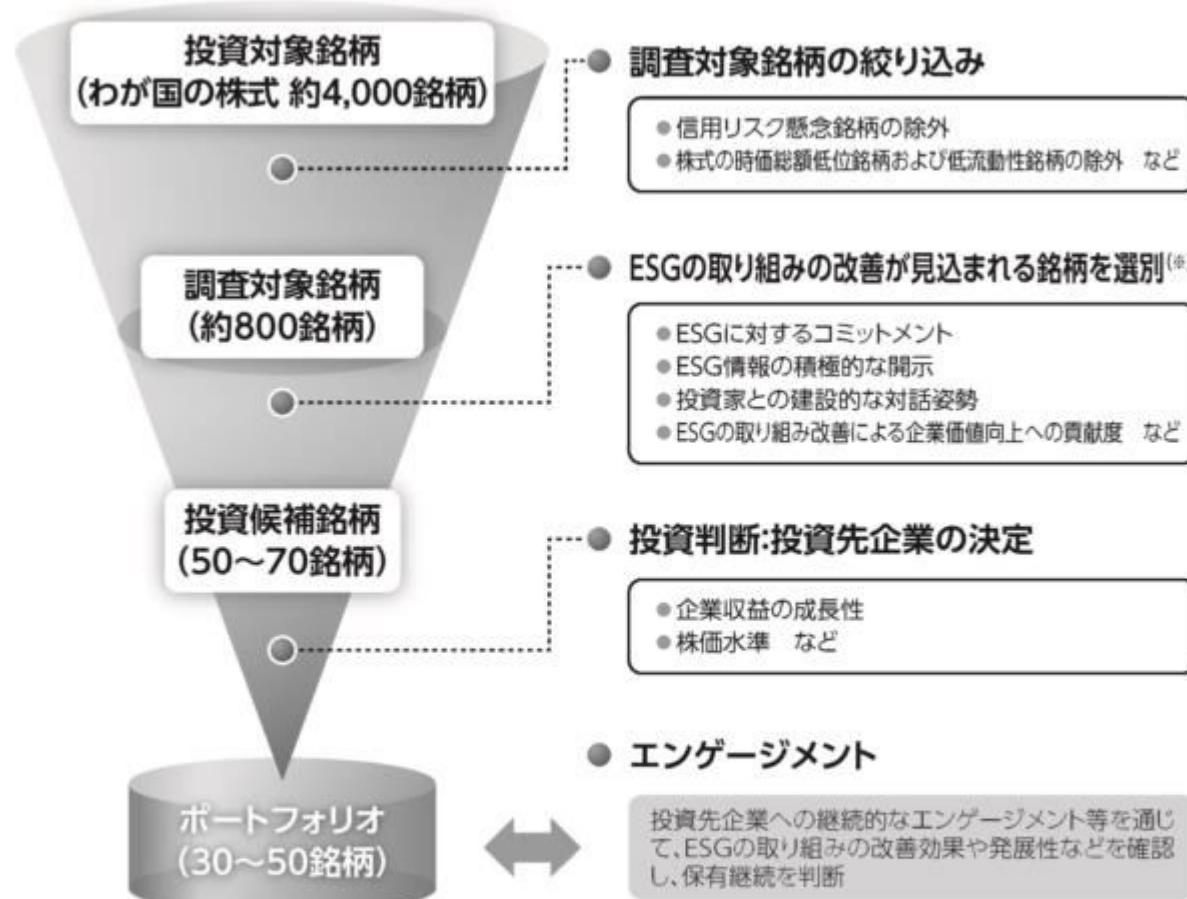


■主な投資制限

| | |
|------------|------------------------|
| 株式への投資 | 株式への直接投資は行いません。 |
| 投資信託証券への投資 | 投資信託証券への投資割合に制限を設けません。 |
| 外貨建資産への投資 | 外貨建資産への直接投資は行いません。 |

追加的記載事項

■各投資信託証券の運用プロセス <日本株ESGアクティブマザーファンド>



※ESGの取り組みの改善が見込まれる銘柄にのみ投資を行います。

- 上記は銘柄選定の視点を示したものであり、すべてを網羅するものではありません。また、実際にファンドで投資する銘柄の将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。上記プロセスは、今後変更されることがあります。
- 委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。
(https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html)

■ESGの取り組み改善に関する主な着目点

①ESGに対するコミットメント

- ステークホルダー^④と利害が一致する適切な取締役報酬制度への変更
- ESGの取り組み推進に適した取締役会構成の実現 など

②ESG情報の積極的な開示

- 自社の中長期的な企業価値向上に直結するESG情報の開示の有無
- ESG目標に対する進捗を確認できる透明性のある開示 など

③投資家との建設的な対話姿勢

- 企業価値向上に向けた投資家の提案等の受け入れ
- 取締役等の積極的な対話参画状況 など

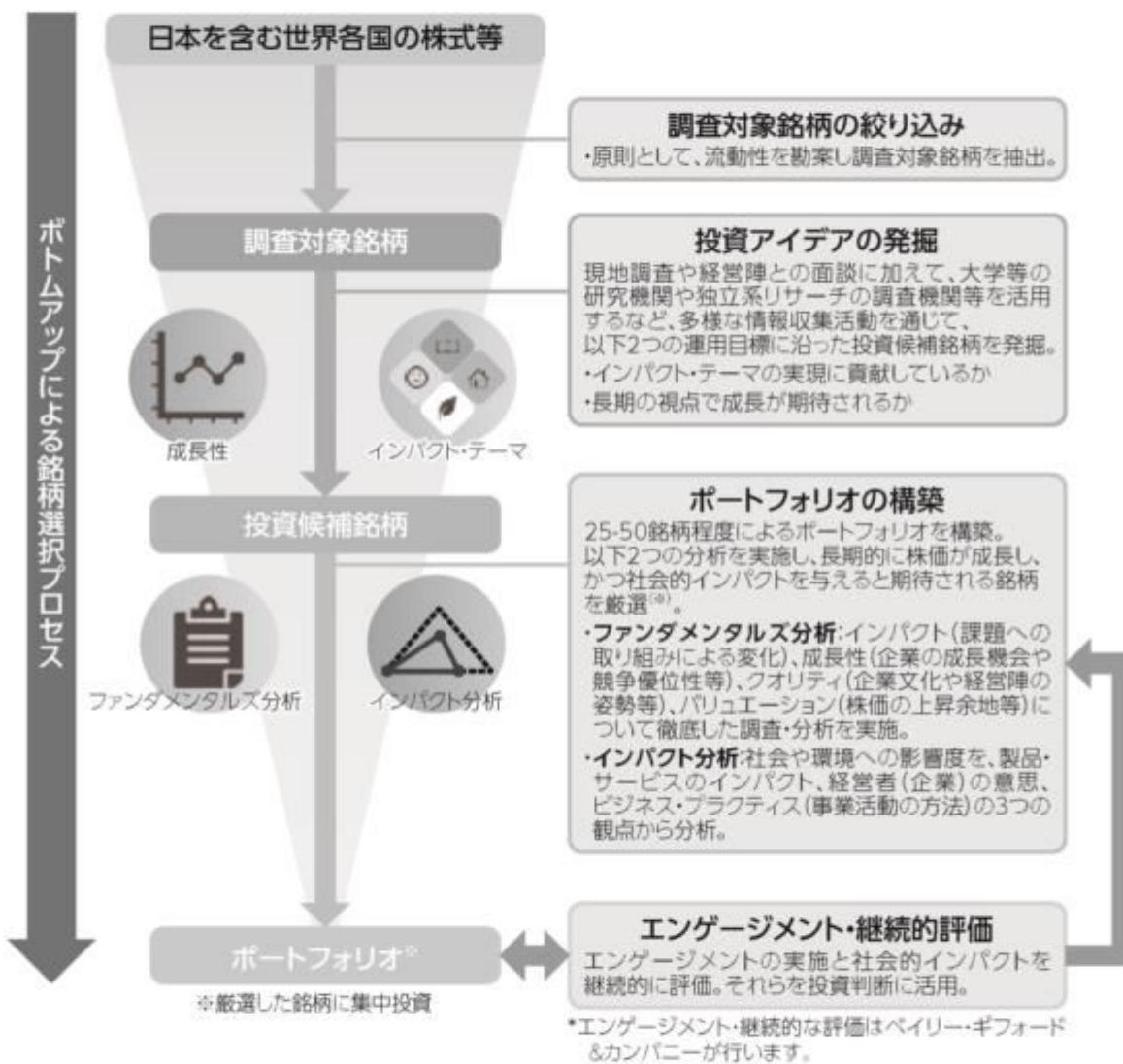
④ESGの取り組みによる企業価値向上への貢献度

- 企業価値を損ねているESGの課題を解決する取り組みであるか
- 株式市場の評価を更に伸ばすESGの取り組みであるか など

※企業の経営活動の存続や発展に対して、利害関係を有するもの。株主・債権者・従業員・顧客など、企業を取り巻くあらゆる利害関係者をさします。

<ペイリー・ギフォード・ワールドワイド・ポジティブ・チェンジ・ファンドークラスC・JPY・アキュムレーション>

- インパクト・テーマに沿った投資を通じ、好ましい社会的インパクトをもたらすために、次の取り組みを行います。
- スチュワードシップ方針に基づき、投資先企業に対し継続的なエンゲージメントを行うことで、事業活動を通じてもたらされる好ましい社会的インパクトの促進に努めるとともに、エンゲージメントで得られた洞察を投資判断に活用します。
- 各投資先企業がその製品やサービスを通じ、インパクト・テーマに沿ってどのように好ましい社会的インパクトをもたらしたのかにつき、継続的に評価し、投資判断に活用します。



(※)株式の組み入れについて

組入株式は、原則として、長期的に株価の成長が期待され、かつ、投資先企業の製品・サービスが社会や環境に好ましい社会的インパクトを与えると期待される企業の株式のみとします。

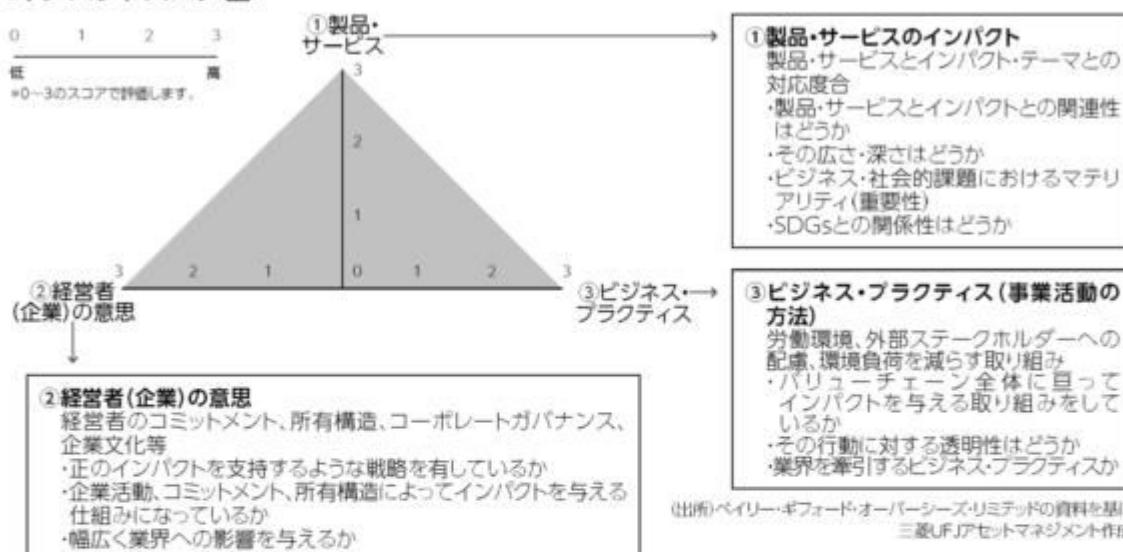
■ 上記は銘柄選定の視点を示したものであり、すべてを網羅するものではありません。また、実際にファンドで投資する銘柄の将来の運用成績等を示唆・保証するものではありません。上記プロセスは、今後変更されることがあります。

【出所】ペイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッドの情報に基づき三菱UFJアセットマネジメント作成

<インパクト分析について>

- ・製品・サービスのインパクト、経営者(企業)の意思、ビジネス・プラクティス(事業活動の方法)の3つの観点についてスコアを付与し、各銘柄がインパクト・テーマに沿った社会的インパクトをもたらすかを判断。

<インパクトスコア図>



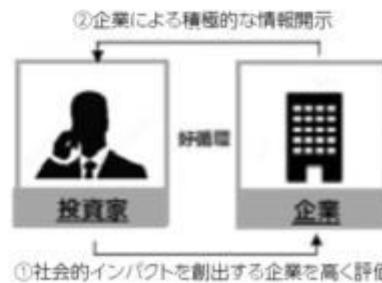
■ 上記は、今後変更されることがあります。

■ 上図はイメージで、また、上記説明はすべてを網羅しているものではありません。

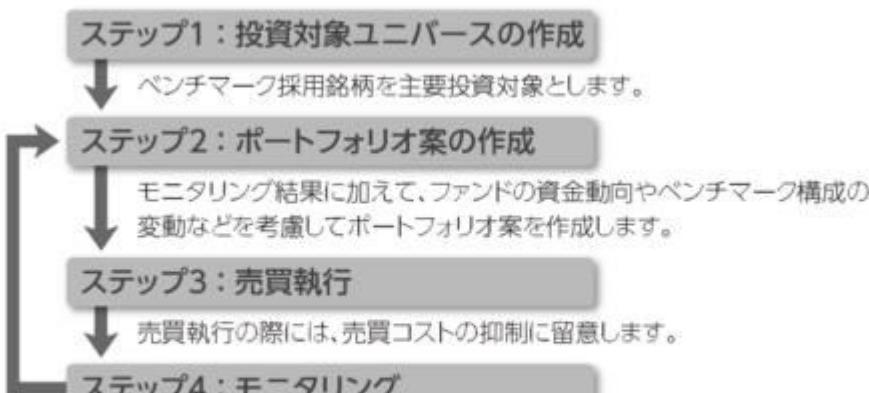
■ エンゲージメントおよびインパクト評価による投資先企業との良好な関係構築・好循環

- ・長期的な視点を持ってエンゲージメントを行うことで企業の経営陣と目線が揃い、良好な関係構築に繋がります。
- ・好ましい社会的インパクトをもたらす企業を評価、投資を行うことにより、その企業がもたらす好ましい社会的インパクトへの更なる取り組み・積極的情報開示を促進するという好循環が期待されます。

■ 上記はイメージであり、結果を保証するものではありません。



<ヘッジ付気候リスク調整世界国債インデックスファンド(FOFs用)(適格機関投資家限定)>



一連の投資行動を分析し、その結果をポートフォリオに反映することで、運用の継続的な改善に努めます。

■ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

「FTSE気候リスク調整世界国債インデックス」について

FTSE気候リスク調整世界国債インデックスとは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券指数である「FTSE世界国債インデックス」をベースとし、各国が直面する気候リスクを将来予測的に評価し、各国の組入比率を相対的に調整する指数です。これにより、気候リスクが低い国ほどベース指数対比で組入比率が高まり、気候リスクが低減された国債への投資機会を提供します。

■「FTSE気候リスク調整世界国債インデックス」を世界債券部分のファンドの連動対象指数とした理由

当指数は、世界国債の値動きを示す代表的な債券指数である「FTSE世界国債インデックス」の特性に沿いながら、気候リスクが低減された国債銘柄で構成されています。

ESGに着目した当ファンドの投資対象として、世界国債の値動きと気候リスクの低減という当指数の特性はESG投資に関心のある投資家に向けて幅広く提供可能なファンドの連動対象指数として選定しました。

■FTSE気候リスク調整世界国債インデックスの構築プロセス

FTSE世界国債インデックス(ベース指数)

<1. 国別に気候リスクスコアを算出>

気候変動に関する3つの指標について、国別にそれぞれ評価し組み合わせることで各国の気候リスクスコアを算出。

| 指標 | 概要／評価項目(※1) | 調整乗数(※2) |
|---------------|--|----------|
| 移行リスク (※3) | 低炭素経済への移行プロセスに伴う過去及び将来の経済的な混乱と財政的な損失のリスク GDP調整済みカーボンフットプリント NDC気温上昇モデル | 0.25 |
| 物理的リスク | 気候変動に伴う災害等による過去及び将来の経済・財政上の損失のリスク 履歴スコア 過去(1995～2014年)の気候ハザードのリスクの絶対レベル 将来予測スコア 気候変動によって引き起こされるリスクを評価し、過去の期間と将来(2041～2060年)の状況を比較したもの | 1 |
| 耐性 | 移行リスクと物理的リスクによる危険性と課題を管理するためのその国の備えと適応能力、政治的な取り組みのレベル 国内 政府の有効性、国民の声(政治参加度合い)と説明責任、持続可能な一人当たりGDP、GINI係数、ビジネス遂行の容易性、物流パフォーマンス 領域と生態系 森林被覆率、保護地域の割合、エコシステムの健全性、海洋健全度指数 | 1 |

※1 ベース指数の対象国すべてを対象に、3つの指標のそれぞれについて定量評価します。各指標は複数の評価項目から構成されます。評価項目に関する原データは項目毎に0～1の範囲となるように正規化され、それぞれの指標内で均等加重されます。

※2 ベースとなる「FTSE世界国債インデックス」の特性(利回り、デュレーション等)に沿って、気候リスクを考慮するために各指標に掛け合わせる乗数。

$$\text{気候リスクスコア} = \text{移行リスク指標} \times \text{物理的リスク指標} \times \text{耐性指標}$$

※3 ·GDP調整済みカーボンフットプリント

この指標は、温室効果ガス排出量(GHG)が、国の所得水準によって定義された基準から、どれだけ逸脱しているかを測定します。温室効果ガス排出量には、領域内および輸入排出量が含まれますが、輸出排出量は含まれません。この指標は、次の主要な要因から計測されます。

- (i) 構造的要因(気候条件、人口密度、人口集中、GDP構造)
- (ii) 循環的要因(経済サイクル)
- (iii) エネルギー(エネルギー収支構造、エネルギー国内価格)
- (iv) 技術要因(エネルギーおよび全体的な効率)

基準レベルは、2000年から、130か国のサブサンプルに基づいて計量経済学的に推定されます。各国は、相対的なパフォーマンスに応じて順位付けされます。

・NDC気温上昇モデル

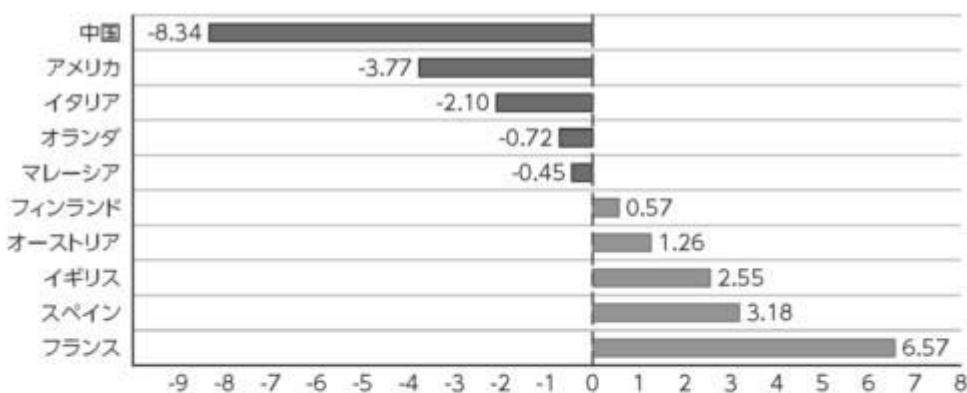
推定気温上昇(ITR)は、世界全体が特定の国と同じ炭素予算オーバーシュートをした場合の地球温暖化レベル(2100年)の概算を示す指標です。国のオーバーシュートは、1.5°C整合炭素予算(カーボンバジェット)と、その国の排出目標(国別決定貢献=NDC)によって誘発される炭素予算とのギャップとして定義されます。NDCベースの予測排出量が1.5°C炭素予算を下回る国は「アンダーシュート」と呼ばれ、予測排出量がパリ協定の炭素予算を上回る国は「オーバーシュート」と呼ばれます。1.5°C目標(または2°C)に整合する国の炭素予算を定義するために、LSEG Sovereign Sustainability Solutionsが開発したCLAIMが使用されます。CLAIMは可能な限り中立的な統計的アプローチを採用し、GDP、GDPのエネルギー強度、エネルギーミックスの炭素強度、過去の排出量など、この分配の観点から、ある国の気候プロファイルを他の国と比較して反映すると考えられる多くのパラメータを考慮に入れています。

<2. ベース指数に対する国別のウェイト調整>

気候リスクが低い国についてはインデックスにおけるウェイトが大きくなり、気候リスクが高い国についてはウェイトが小さくなるよう、国別に気候リスクスコアを用いてウェイトを調整。



ベース指標比のウェイト調整幅(2024年12月末時点)



※アンダーウェイトおよびオーバーウェイト各上位5カ国、米ドルベース。

FTSE気候リスク調整世界国債インデックス

●国別気候リスクスコアは毎年更新され、9月末のリバランス時に適用されます。

※指数構築プロセスやウェイト調整の方法については、今後変更される可能性があります。

※FTSE社の資料を基に三菱UFJアセットマネジメントが作成

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(3) 【ファンドの仕組み】

<訂正前>

委託会社と関係法人との契約の概要

| | | 概要 |
|-------------------------------------|--|--|
| 委託会社と受託会社との契約 「信託契約」 | | 運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人にに関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。 |
| 委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱に関する契約」 | | 販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。 |

委託会社の概況（2024年6月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革

| | |
|----------|--|
| 1997年5月 | 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始 |
| 2004年10月 | 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更 |
| 2005年10月 | 三菱投信株式会社とユーワフュイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更 |
| 2015年7月 | 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更 |
| 2023年10月 | エム・ユー投資顧問株式会社の有価証券運用事業を三菱UFJ国際投信株式会社へ統合し、商号を三菱UFJアセットマネジメント株式会社に変更 |
- ・大株主の状況

| 株 主 名 | 住 所 | 所有株式数 | 所有比率 |
|-----------------------|-------------------|----------|--------|
| 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ | 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号 | 211,581株 | 100.0% |

<訂正後>

委託会社と関係法人との契約の概要

| | | 概要 |
|-------------------------------------|--|--|
| 委託会社と受託会社との契約 「信託契約」 | | 運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人にに関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。 |
| 委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱に関する契約」 | | 販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。 |

委託会社の概況（2024年12月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日

・資本金
2,000百万円

・沿革

1997年5月

2004年10月

2005年10月

2015年7月

2023年10月

東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
三菱投信株式会社とユーワフジエイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更
エム・ユー投資顧問株式会社の有価証券運用事業を三菱UFJ国際投信株式会社へ統合し、商号を三菱UFJアセットマネジメント株式会社に変更

・大株主の状況

| 株主名 | 住所 | 所有株式数 | 所有比率 |
|-----------------------|-------------------|----------|--------|
| 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 | 211,581株 | 100.0% |

3 【投資リスク】

<更新後>

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

(主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。)

**価格変動
リスク**

主要投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、実質的に組み入れる有価証券等の価格変動の影響を受けます。
株式の価格は、株式市場全体の動向のほか、発行企業の業績や業績に対する市場の見通しなどの影響を受けて変動します。組入株式の価格の下落は、基準価額の下落要因となります。
債券の価格は、市場金利の変動の影響を受けて変動します。一般に市場金利が上がると、債券の価格は下落し、組入債券の価格の下落は基準価額の下落要因となります。市場金利の変動による債券価格の変動は、一般にその債券の残存期間が長いほど大きくなる傾向があります。

**為替変動
リスク**

主要投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、実質的に外貨建資産に投資を行う場合があります。
組入外貨建資産のうち債券については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減をはかりますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。為替ヘッジを行う場合で円金利がヘッジ対象通貨の金利より低いときには、これらの金利差相当分のヘッジコストがかかるご注意ください。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。
なお、為替ヘッジ比率を引き下げる、あるいは為替ヘッジ比率を100%以上に引き上げることがあります。この場合、為替ヘッジ比率の不足または超過分については為替変動の影響を受けます。
組入外貨建資産のうち株式については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を受けます。

信用リスク

有価証券等の発行企業の経営、財務状況が悪化したり、市場においてその懸念が高まった場合には、有価証券等の価格が下落（債券の場合は利回りが上昇）すること、配当金が減額あるいは支払いが停止、または利払いや償還金の支払いが滞ること、倒産等によりその価値がなくなること等があります。

**流動性
リスク**

有価証券等を売買しようとする際に、その有価証券等の取引量が十分でない場合や規制等により取引が制限されている場合には、売買が成立しなかったり、十分な数量の売買が出来なかったり、ファンドの売買自体によって市場価格が動き、結果として不利な価格での取引となる場合があります。

**カントリー
リスク**

ファンドは、新興国の株式に実質的な投資を行うことがあります。新興国への投資は、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響などを受けることにより、先進国への投資を行う場合に比べて、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

留意事項

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・各投資対象とする投資信託証券（ ）では、投資対象銘柄の選択にESG評価を用いているため、ESG評価に基づく銘柄組入れおよび除外基準により、ファンドの主要投資対象市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なる場合があります。また投資機会や投資対象となる銘柄が制限される場合があります。投資先企業のESGにかかる評価に際し、第三者データなどを活用することができます。企業開示が不十分などの理由からこれらのデータや情報が不完全な場合などには、投資対象銘柄の選択の判断に影響する場合があります。

「ペイリー・ギフォード・ワールドワイド・ポジティブ・チェンジ・ファンド - クラスC・JPY・アキュムレーション（円建）」（以下、世界株式部分）は以下投資先ファンドの留意点をご確認ください。

<世界株式部分にかかる留意点>

- ・投資先ファンドの運用プロセスにより、ESGやインパクト基準に沿わないと考えられる銘柄は除外されるため、当該基準のないファンドと比較して投資銘柄が制限され、当該基準のないファンドとは異なる運用成果を示す可能性があります。
- ・投資先ファンドでは、投資対象企業の環境、社会およびガバナンス特性（以下、ESG）にかかる評価に際し、一部第三者プロバイダーが提供するデータを活用します。当該データの活用に際し、投資先企業のESG開示自体が不十分であること、データ自体が過去の利用可能なデータに基づいたものであり将来を予測するものではないこと、ESG評価の基準策定は主観的な判断が伴うため第三者プロバイダーごとにESG評価に差が生じ得ること、重要なESG課題に関して十分に考慮できていない可能性があることなどが制約となる場合があります。
- ・投資先ファンドでは、インパクト・テーマを設定し期待するインパクトを想定し運用を行いますが、投資時点で想定したインパクトが達成できない可能性があります。

- ・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

（2）投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守のための管理態勢の状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

<投資対象ファンド（国内投資信託を除く）の信用リスク管理方法>

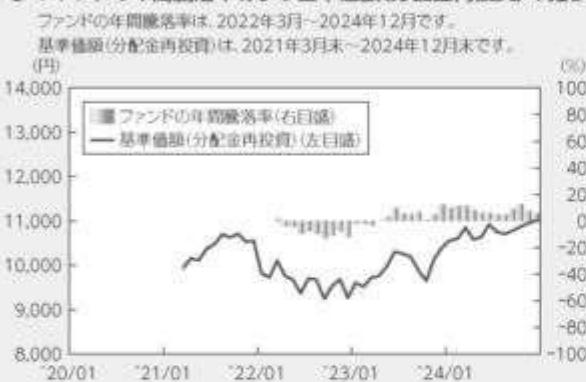
投資対象ファンドの管理会社および投資運用会社は、投資対象ファンドにおいて、欧州委員会が制定した指令（UCITS指令）に定めるリスク管理方法に基づき信用リスクを管理します。

*組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

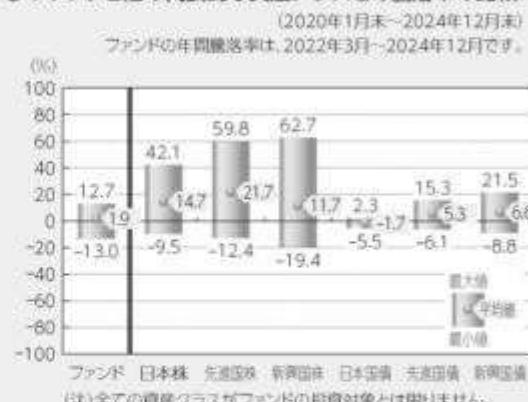
■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率をいいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

| 資産クラス | 指数名 | 注記等 |
|-------|-------------------------------|--|
| 日本株 | 東証株価指数(TOPIX) (配当込み) | 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指標です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指標値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ソウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。 |
| 先進国株 | MSCIコクサイ・インデックス (配当込み) | MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指標で、日本を除く世界の先進国を構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。 |
| 新興国株 | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み) | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指標で、世界の新興国を構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。 |
| 日本国債 | NOMURA-BPI(国債) | NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリーリサーチルコンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債バフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(統合)のサブインデックスです。当該指標の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指標の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指標を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。 |
| 先進国債 | FTSE世界国債インデックス (除く日本) | FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推薦、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。 |
| 新興国債 | JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド | JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、JPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指標で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指標の著作権はJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。 |

(注)海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4 【手数料等及び税金】

(3) 【信託報酬等】

<更新後>

- 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年0.594%

(税抜0.540%)の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×(保有日数/365)
上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期間の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- ・信託報酬の各支払先への配分(税抜)は、以下の通りです。

| 支払先 | 配分(税抜) | 対価として提供する役務の内容 |
|------|--------|---|
| 委託会社 | 0.275% | ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等 |
| 販売会社 | 0.225% | 交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等 |
| 受託会社 | 0.040% | ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等 |

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

- ・投資対象とする外国投資証券の投資運用会社報酬

委託会社が受ける報酬から、当該外国投資証券のファンド組入額の年0.40%以内が支払われます。

受益者が負担する実質的な信託報酬率(概算値)は、次の通りとなります。

| 実質的な信託報酬率(概算値) | うち投資信託証券に係る率 |
|-----------------|--------------------------------|
| 年0.66825%(税込)程度 | 年0.07425%(税込)程度 ^(*) |

(*) ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬は最大年0.121%(税込)です。

(注) 上記概算値は、投資対象とする投資信託証券の信託報酬率を合わせた実質的な信託報酬率を算出したものです(2025年3月25日現在)。各投資信託証券への投資比率が変動する可能性や投資信託証券の変更の可能性があることから、実質的な信託報酬率は変動します。したがって事前に固定の料率、上限額等を表示することはできません。ファンドが投資対象とする外国投資証券の信託報酬率には消費税等相当額はかかりません。

<ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬率>

| 投資信託証券の名称 | 信託報酬率 |
|---|------------------|
| 日本株ESGアクティブラザーファンド | - |
| ベイリー・ギフォード・ワールドワイド・ポジティブ・チェンジ・ファンド - クラスC・JPY・アクチュレーション | 年0.055%以内 |
| ヘッジ付気候リスク調整世界国債インデックスファンド(FOFs用)(適格機関投資家限定) | 年0.121%(税抜0.11%) |

上記の信託報酬率は、今後変更となる場合があります。上記の他、諸費用が別途かかります。
申込手数料はかかりません。

(5) 【課税上の取扱い】

<更新後>

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて受益権の取得の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

上記以外の場合の課税の取扱いは、次の通りです。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2024年12月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間(以下「当期間」といいます。)(2023年6月27日～2024年6月25日)における当ファンドの総経費率は以下の通りです。

| 総経費率(①+②) | ①運用管理費用の比率 | ②その他費用の比率 |
|-----------|------------|-----------|
| 0.77% | 0.65% | 0.12% |

(比率は年率、表示桁数未満四捨五入)

*当期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。)を当期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。

*①の運用管理費用には投資先ファンドの運用管理費用を含みます。

*投資先ファンドの費用は対象期間が異なる場合があります。

*投資先ファンドの費用の内訳は、投資先運用会社の判断に基づいたものです。

*入手し得る情報において含まれていない費用はありません。

詳細につきましては、当期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5 【運用状況】

【三菱UFJ DC世界ESGバランスファンド】

(1) 【投資状況】

2024年12月30日現在

(単位：円)

| 資産の種類 | 国／地域 | 時価合計 | 投資比率(%) |
|--------------------------|--------|-------------|---------|
| 投資信託受益証券 | 日本 | 130,595,121 | 49.19 |
| 投資証券 | アイルランド | 65,840,442 | 24.80 |
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 66,780,510 | 25.15 |
| コール・ローン、その他資産 (負債控除後) | | 2,261,708 | 0.86 |
| 純資産総額 | | 265,477,781 | 100.00 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

2024年12月30日現在

| 国／地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 簿価 単価 (円) | 簿価 金額 (円) | 評価 単価 (円) | 評価 金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|------------|---------------|---|-------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 日本 | 投資信託受益 証券 | ヘッジ付気候リスク調整世界国債イ ンデックスファンド(FOFs用) (適格機関投資家限定) | 162,979,061 | 0.8107 | 132,129,932 | 0.8013 | 130,595,121 | 49.19 |
| 日本 | 親投資信託受 益証券 | 日本株ESGアクティブラザーファ ンド | 27,278,506 | 2.3876 | 65,130,161 | 2.4481 | 66,780,510 | 25.15 |
| アイルラ ンド | 投資証券 | ベイリー・ギフォード・ワールドワ イド・ポジティブ・チェンジ・ファ ンド・クラスC・JPY・アキュム レーション | 21,241,576 | 2,874.09 | 61,050,201 | 3,099.6025 | 65,840,442 | 24.80 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

2024年12月30日現在

| 種類 | 投資比率(%) |
|-----------|---------|
| 投資信託受益証券 | 49.19 |
| 投資証券 | 24.80 |
| 親投資信託受益証券 | 25.15 |
| 合計 | 99.15 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および2024年12月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位:円)

| | 純資産総額 | | 基準価額 (1万口当たりの純資産価額) | |
|---------------------------|-------------|-------------|------------------------|--------|
| | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
| 第1計算期間末日 (2021年 6月25日) | 4,144,145 | 4,144,145 | 10,360 | 10,360 |
| 第2計算期間末日 (2022年 6月27日) | 51,403,735 | 51,403,735 | 9,426 | 9,426 |
| 第3計算期間末日 (2023年 6月26日) | 166,900,834 | 166,900,834 | 10,228 | 10,228 |
| 第4計算期間末日 (2024年 6月25日) | 231,553,578 | 231,553,578 | 10,854 | 10,854 |
| 2023年12月末日 | 161,817,567 | | 10,401 | |
| 2024年 1月末日 | 182,621,995 | | 10,562 | |
| 2月末日 | 193,562,591 | | 10,601 | |
| 3月末日 | 200,146,870 | | 10,855 | |
| 4月末日 | 198,098,338 | | 10,585 | |
| 5月末日 | 213,934,649 | | 10,636 | |
| 6月末日 | 232,600,337 | | 10,924 | |
| 7月末日 | 239,849,834 | | 10,757 | |
| 8月末日 | 252,970,594 | | 10,709 | |
| 9月末日 | 259,849,398 | | 10,784 | |
| 10月末日 | 263,373,463 | | 10,873 | |
| 11月末日 | 268,408,400 | | 10,950 | |
| 12月末日 | 265,477,781 | | 11,009 | |

【分配の推移】

| | 1万口当たりの分配金 |
|--------|------------|
| 第1計算期間 | 0円 |
| 第2計算期間 | 0円 |
| 第3計算期間 | 0円 |

| | |
|--------|----|
| 第4計算期間 | 0円 |
|--------|----|

【収益率の推移】

| | 収益率(%) |
|----------|--------|
| 第1計算期間 | 3.60 |
| 第2計算期間 | 9.01 |
| 第3計算期間 | 8.50 |
| 第4計算期間 | 6.12 |
| 第5中間計算期間 | 1.03 |

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額)を控除した額を当該基準価額(分配落の額)で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。

(4) 【設定及び解約の実績】

| | 設定口数 | 解約口数 | 発行済口数 |
|----------|-------------|------------|-------------|
| 第1計算期間 | 4,000,000 | | 4,000,000 |
| 第2計算期間 | 57,019,129 | 6,482,883 | 54,536,246 |
| 第3計算期間 | 153,070,650 | 44,422,417 | 163,184,479 |
| 第4計算期間 | 138,697,196 | 88,553,860 | 213,327,815 |
| 第5中間計算期間 | 64,672,888 | 36,855,638 | 241,145,065 |

(参考)

日本株ESGアクティブマザーファンド

投資状況

2024年12月30日現在

(単位:円)

| 資産の種類 | 国 / 地域 | 時価合計 | 投資比率(%) |
|--------------------------|--------|---------------|---------|
| 株式 | 日本 | 5,681,349,550 | 95.77 |
| コール・ローン、その他資産 (負債控除後) | | 250,719,182 | 4.23 |
| 純資産総額 | | 5,932,068,732 | 100.00 |

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

2024年12月30日現在

| 国 / 地域 | 種類 | 銘柄名 | 業種 | 数量 | 簿価 単価 (円) | 簿価 金額 (円) | 評価 単価 (円) | 評価 金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|--------|----|---------------|--------|---------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 日本 | 株式 | ソニーグループ | 電気機器 | 110,100 | 2,984.19 | 328,560,249 | 3,369.00 | 370,926,900 | 6.25 |
| 日本 | 株式 | 日立製作所 | 電気機器 | 90,100 | 3,814.00 | 343,641,400 | 3,937.00 | 354,723,700 | 5.98 |
| 日本 | 株式 | リクルートホールディングス | サービス業 | 31,700 | 10,255.00 | 325,083,500 | 11,145.00 | 353,296,500 | 5.96 |
| 日本 | 株式 | カブコン | 情報・通信業 | 84,200 | 3,439.00 | 289,563,800 | 3,474.00 | 292,510,800 | 4.93 |
| 日本 | 株式 | 富士通 | 電気機器 | 98,000 | 2,794.84 | 273,895,124 | 2,799.50 | 274,351,000 | 4.62 |
| 日本 | 株式 | ディスコ | 機械 | 6,300 | 42,730.00 | 269,199,000 | 42,730.00 | 269,199,000 | 4.54 |

| | | | | | | | | | |
|----|----|-------------------|--------|---------|----------|-------------|----------|-------------|------|
| 日本 | 株式 | 味の素 | 食料品 | 39,100 | 6,308.00 | 246,642,800 | 6,452.00 | 252,273,200 | 4.25 |
| 日本 | 株式 | トヨタ自動車 | 輸送用機器 | 77,900 | 2,694.50 | 209,901,550 | 3,146.00 | 245,073,400 | 4.13 |
| 日本 | 株式 | セブン＆アイ・ホールディングス | 小売業 | 90,100 | 2,548.00 | 229,574,800 | 2,487.00 | 224,078,700 | 3.78 |
| 日本 | 株式 | TOPPANホールディングス | その他製品 | 48,900 | 4,062.00 | 198,631,800 | 4,209.00 | 205,820,100 | 3.47 |
| 日本 | 株式 | 日本瓦斯 | 小売業 | 90,000 | 2,071.00 | 186,390,000 | 2,169.00 | 195,210,000 | 3.29 |
| 日本 | 株式 | リコー | 電気機器 | 99,800 | 1,688.00 | 168,462,400 | 1,811.50 | 180,787,700 | 3.05 |
| 日本 | 株式 | サンゲツ | 卸売業 | 57,900 | 2,861.22 | 165,664,664 | 2,994.00 | 173,352,600 | 2.92 |
| 日本 | 株式 | 三菱ケミカルグループ | 化学 | 211,000 | 858.20 | 181,080,200 | 799.70 | 168,736,700 | 2.84 |
| 日本 | 株式 | 武田薬品工業 | 医薬品 | 39,700 | 4,154.00 | 164,913,800 | 4,181.00 | 165,985,700 | 2.80 |
| 日本 | 株式 | 積水ハウス | 建設業 | 38,700 | 3,584.00 | 138,700,800 | 3,782.00 | 146,363,400 | 2.47 |
| 日本 | 株式 | 村田製作所 | 電気機器 | 56,200 | 2,563.50 | 144,068,700 | 2,559.50 | 143,843,900 | 2.42 |
| 日本 | 株式 | 都築電気 | 情報・通信業 | 50,400 | 2,464.57 | 124,214,533 | 2,815.00 | 141,876,000 | 2.39 |
| 日本 | 株式 | 第一三共 | 医薬品 | 31,800 | 4,606.00 | 146,470,800 | 4,352.00 | 138,393,600 | 2.33 |
| 日本 | 株式 | ブリヂストン | ゴム製品 | 25,400 | 5,397.00 | 137,083,800 | 5,340.00 | 135,636,000 | 2.29 |
| 日本 | 株式 | 三菱商事 | 卸売業 | 47,800 | 2,636.50 | 126,024,700 | 2,604.00 | 124,471,200 | 2.10 |
| 日本 | 株式 | 北國フィナンシャルホールディングス | 銀行業 | 22,900 | 5,220.00 | 119,538,000 | 5,370.00 | 122,973,000 | 2.07 |
| 日本 | 株式 | 京セラ | 電気機器 | 77,900 | 1,490.50 | 116,109,950 | 1,575.50 | 122,731,450 | 2.07 |
| 日本 | 株式 | オリエンタルランド | サービス業 | 33,900 | 3,481.00 | 118,005,900 | 3,422.00 | 116,005,800 | 1.96 |
| 日本 | 株式 | 三菱マテリアル | 非鉄金属 | 46,200 | 2,458.50 | 113,582,700 | 2,405.50 | 111,134,100 | 1.87 |
| 日本 | 株式 | 奥村組 | 建設業 | 28,100 | 3,940.00 | 110,714,000 | 3,940.00 | 110,714,000 | 1.87 |
| 日本 | 株式 | パンダイナムコホールディングス | その他製品 | 26,600 | 3,231.00 | 85,944,600 | 3,779.00 | 100,521,400 | 1.69 |
| 日本 | 株式 | 日本製紙 | パルプ・紙 | 110,100 | 861.00 | 94,796,100 | 871.00 | 95,897,100 | 1.62 |
| 日本 | 株式 | ニフコ | 化学 | 18,500 | 3,670.00 | 67,895,000 | 3,829.00 | 70,836,500 | 1.19 |
| 日本 | 株式 | オムロン | 電気機器 | 12,100 | 4,956.97 | 59,979,344 | 5,353.00 | 64,771,300 | 1.09 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

2024年12月30日現在

| 種類 | 業種 | 投資比率(%) |
|----|--------|---------|
| 株式 | 建設業 | 4.33 |
| | 食料品 | 5.00 |
| | パルプ・紙 | 1.62 |
| | 化学 | 4.04 |
| | 医薬品 | 5.13 |
| | ゴム製品 | 2.29 |
| | 非鉄金属 | 1.87 |
| | 機械 | 5.23 |
| | 電気機器 | 25.49 |
| | 輸送用機器 | 4.13 |
| | 精密機器 | 0.35 |
| | その他製品 | 5.96 |
| | 情報・通信業 | 7.32 |
| | 卸売業 | 5.02 |
| | 小売業 | 8.01 |

| | |
|-------|-------|
| 銀行業 | 2.07 |
| サービス業 | 7.91 |
| 小計 | 95.77 |
| 合計 | 95.77 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なものの概要

該当事項はありません。

ヘッジ付気候リスク調整世界国債インデックスファンド（FOFs用）（適格機関投資家限定）

投資状況

2024年12月30日現在
(単位:円)

| 資産の種類 | 国 / 地域 | 時価合計 | 投資比率 (%) |
|--------------------------|--------|---------------|----------|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 1,087,722,847 | 99.98 |
| コール・ローン、その他資産 (負債控除後) | | 218,516 | 0.02 |
| 純資産総額 | | 1,087,941,363 | 100.00 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

2024年12月30日現在

| 国 / 地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 簿価 単価 (円) | 簿価 金額 (円) | 評価 単価 (円) | 評価 金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|--------|-----------|------------------------------|---------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 日本 | 親投資信託受益証券 | ヘッジ付気候リスク調整海外国債インデックスマザーファンド | 1,231,310,900 | 0.7934 | 976,985,111 | 0.7839 | 965,224,614 | 88.72 |
| 日本 | 親投資信託受益証券 | 日本国債インデックスマザーファンド | 137,453,134 | 0.8938 | 122,855,612 | 0.8912 | 122,498,233 | 11.26 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

2024年12月30日現在

| 種類 | 投資比率 (%) |
|-----------|----------|
| 親投資信託受益証券 | 99.98 |
| 合計 | 99.98 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なものの概要

該当事項はありません。

ヘッジ付気候リスク調整海外国債インデックスマザーファンド

投資状況

2024年12月30日現在

(単位：円)

| 資産の種類 | 国 / 地域 | 時価合計 | 投資比率(%) |
|--------------------------|----------|-------------|---------|
| 国債証券 | アメリカ | 404,915,587 | 41.95 |
| | フランス | 130,110,638 | 13.48 |
| | イギリス | 86,028,229 | 8.91 |
| | ドイツ | 82,357,588 | 8.53 |
| | スペイン | 78,380,869 | 8.12 |
| | イタリア | 65,365,526 | 6.77 |
| | 中国 | 27,945,378 | 2.90 |
| | オーストリア | 20,947,204 | 2.17 |
| | カナダ | 18,483,024 | 1.91 |
| | フィンランド | 11,440,408 | 1.19 |
| | アイルランド | 10,669,808 | 1.11 |
| | オーストラリア | 9,759,202 | 1.01 |
| | ベルギー | 8,413,153 | 0.87 |
| | オランダ | 6,548,744 | 0.68 |
| | スウェーデン | 4,353,300 | 0.45 |
| | ポーランド | 4,171,192 | 0.43 |
| | メキシコ | 4,036,459 | 0.42 |
| | ニュージーランド | 3,881,629 | 0.40 |
| | ノルウェー | 3,340,088 | 0.35 |
| | デンマーク | 2,844,375 | 0.29 |
| | ポルトガル | 2,806,707 | 0.29 |
| | イスラエル | 2,587,892 | 0.27 |
| | シンガポール | 2,222,894 | 0.23 |
| | マレーシア | 675,767 | 0.07 |
| 小計 | | 992,285,661 | 102.80 |
| コール・ローン、その他資産 (負債控除後) | | 27,003,870 | 2.80 |
| 純資産総額 | | 965,281,791 | 100.00 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

2024年12月30日現在

| 国 / 地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 簿価 単価 (円) | 簿価 金額 (円) | 評価 単価 (円) | 評価 金額 (円) | 利率 (%) | 償還期限 (年/月/日) | 投資 比率 (%) |
|--------|------|------------------|--------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------|-----------------|-----------------|
| フランス | 国債証券 | 1.5 O.A.T 310525 | 80,000 | 15,330.04 | 12,264,036 | 15,215.28 | 12,172,231 | 1.500000 | 2031/5/25 | 1.26 |

| | | | | | | | | | | |
|------|------|---------------------------|--------|-----------|------------|-----------|------------|----------|------------|------|
| アメリカ | 国債証券 | 3.875 T-NOTE 271231 | 70,000 | 15,549.21 | 10,884,452 | 15,599.57 | 10,919,702 | 3.875000 | 2027/12/31 | 1.13 |
| フランス | 国債証券 | 3.0 A.T 330525 | 60,000 | 16,514.95 | 9,908,972 | 16,398.68 | 9,839,213 | 3.000000 | 2033/5/25 | 1.02 |
| イギリス | 国債証券 | 4.25 GILT 320607 | 50,000 | 20,314.96 | 10,157,483 | 19,672.90 | 9,836,454 | 4.250000 | 2032/6/7 | 1.02 |
| イタリア | 国債証券 | 1.25 ITALY GOVT 261201 | 60,000 | 15,780.94 | 9,468,566 | 16,178.38 | 9,707,030 | 1.250000 | 2026/12/1 | 1.01 |
| アメリカ | 国債証券 | 3.625 T-NOTE 260515 | 60,000 | 15,503.49 | 9,302,096 | 15,673.10 | 9,403,863 | 3.625000 | 2026/5/15 | 0.97 |
| アメリカ | 国債証券 | 0.875 T-NOTE 301115 | 70,000 | 12,909.81 | 9,036,872 | 12,898.46 | 9,028,925 | 0.875000 | 2030/11/15 | 0.94 |
| フランス | 国債証券 | 0.5 0.A.T 290525 | 60,000 | 14,766.00 | 8,859,601 | 15,046.83 | 9,028,098 | 0.500000 | 2029/5/25 | 0.94 |
| アメリカ | 国債証券 | 1.25 T-NOTE 261231 | 60,000 | 14,595.19 | 8,757,115 | 14,893.94 | 8,936,366 | 1.250000 | 2026/12/31 | 0.93 |
| アメリカ | 国債証券 | 1.25 T-NOTE 280331 | 60,000 | 14,189.05 | 8,513,431 | 14,324.55 | 8,594,732 | 1.250000 | 2028/3/31 | 0.89 |
| アメリカ | 国債証券 | 0.5 T-NOTE 270831 | 60,000 | 14,484.54 | 8,690,726 | 14,293.97 | 8,576,384 | 0.500000 | 2027/8/31 | 0.89 |
| アメリカ | 国債証券 | 1.875 T-NOTE 290228 | 60,000 | 14,207.72 | 8,524,637 | 14,285.01 | 8,571,007 | 1.875000 | 2029/2/28 | 0.89 |
| アメリカ | 国債証券 | 0.375 T-NOTE 270930 | 60,000 | 14,220.49 | 8,532,295 | 14,196.34 | 8,517,806 | 0.375000 | 2027/9/30 | 0.88 |
| アメリカ | 国債証券 | 3 T-BOND 470515 | 70,000 | 12,407.55 | 8,685,286 | 11,636.73 | 8,145,713 | 3.000000 | 2047/5/15 | 0.84 |
| フランス | 国債証券 | 0.5 0.A.T 260525 | 50,000 | 15,708.85 | 7,854,425 | 16,105.92 | 8,052,964 | 0.500000 | 2026/5/25 | 0.83 |
| フランス | 国債証券 | 0.0 0.A.T 320525 | 60,000 | 13,156.76 | 7,894,062 | 13,291.26 | 7,974,760 | 0.000000 | 2032/5/25 | 0.83 |
| ドイツ | 国債証券 | 0.5 BUND 270815 | 50,000 | 15,724.66 | 7,862,330 | 15,879.47 | 7,939,735 | 0.500000 | 2027/8/15 | 0.82 |
| アメリカ | 国債証券 | 4.375 T-NOTE 260815 | 50,000 | 15,725.00 | 7,862,503 | 15,831.59 | 7,915,795 | 4.375000 | 2026/8/15 | 0.82 |
| アメリカ | 国債証券 | 4.375 T-NOTE 270715 | 50,000 | 15,969.40 | 7,984,700 | 15,826.03 | 7,913,015 | 4.375000 | 2027/7/15 | 0.82 |
| アメリカ | 国債証券 | 4.125 T-NOTE 270215 | 50,000 | 15,659.19 | 7,829,598 | 15,750.64 | 7,875,323 | 4.125000 | 2027/2/15 | 0.82 |
| ドイツ | 国債証券 | 6.25 BUND 300104 | 40,000 | 19,783.67 | 7,913,471 | 19,631.36 | 7,852,547 | 6.250000 | 2030/1/4 | 0.81 |
| アメリカ | 国債証券 | 3.75 T-NOTE 270815 | 50,000 | 15,802.53 | 7,901,265 | 15,580.42 | 7,790,210 | 3.750000 | 2027/8/15 | 0.81 |
| アメリカ | 国債証券 | 4 T-NOTE 290131 | 50,000 | 15,623.67 | 7,811,837 | 15,558.79 | 7,779,397 | 4.000000 | 2029/1/31 | 0.81 |
| アメリカ | 国債証券 | 4.125 T-NOTE 321115 | 50,000 | 15,686.69 | 7,843,347 | 15,377.75 | 7,688,875 | 4.125000 | 2032/11/15 | 0.80 |
| アメリカ | 国債証券 | 3.125 T-NOTE 281115 | 50,000 | 15,159.53 | 7,579,768 | 15,093.21 | 7,546,606 | 3.125000 | 2028/11/15 | 0.78 |
| アメリカ | 国債証券 | 3.625 T-NOTE 310930 | 50,000 | 15,339.34 | 7,669,674 | 14,985.39 | 7,492,696 | 3.625000 | 2031/9/30 | 0.78 |
| アメリカ | 国債証券 | 1.125 T-NOTE 261031 | 50,000 | 14,930.45 | 7,465,226 | 14,931.94 | 7,465,971 | 1.125000 | 2026/10/31 | 0.77 |
| アメリカ | 国債証券 | 0.625 T-NOTE 260731 | 50,000 | 14,554.41 | 7,277,205 | 14,930.08 | 7,465,044 | 0.625000 | 2026/7/31 | 0.77 |
| アメリカ | 国債証券 | 3.375 T-BOND 481115 | 60,000 | 13,187.02 | 7,912,213 | 12,306.83 | 7,384,102 | 3.375000 | 2048/11/15 | 0.76 |
| アメリカ | 国債証券 | 1.125 T-NOTE 280229 | 50,000 | 14,264.74 | 7,132,373 | 14,308.80 | 7,154,401 | 1.125000 | 2028/2/29 | 0.74 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

2024年12月30日現在

| 種類 | 投資比率(%) |
|------|---------|
| 国債証券 | 102.80 |
| 合計 | 102.80 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なものの
該当事項はありません。

日本国債インデックスマザーファンド

投資状況

2024年12月30日現在

(単位：円)

| 資産の種類 | 国 / 地域 | 時価合計 | 投資比率 (%) |
|--------------------------|--------|---------------|----------|
| 国債証券 | 日本 | 5,801,458,010 | 99.54 |
| コール・ローン、その他資産 (負債控除後) | | 26,999,113 | 0.46 |
| 純資産総額 | | 5,828,457,123 | 100.00 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

2024年12月30日現在

| 国 / 地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 簿価 単価 (円) | 簿価 金額 (円) | 評価 単価 (円) | 評価 金額 (円) | 利率 (%) | 償還期限 (年/月/日) | 投資 比率 (%) |
|--------|------|----------------|------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------|-----------------|-----------------|
| 日本 | 国債証券 | 第374回利付国債(10年) | 99,000,000 | 98.05 | 97,077,260 | 98.02 | 97,044,750 | 0.800000 | 2034/3/20 | 1.67 |
| 日本 | 国債証券 | 第376回利付国債(10年) | 96,000,000 | 98.86 | 94,911,500 | 98.33 | 94,398,720 | 0.900000 | 2034/9/20 | 1.62 |
| 日本 | 国債証券 | 第375回利付国債(10年) | 90,000,000 | 101.55 | 91,395,000 | 100.38 | 90,347,400 | 1.100000 | 2034/6/20 | 1.55 |
| 日本 | 国債証券 | 第33回利付国債(30年) | 75,000,000 | 105.90 | 79,428,750 | 105.35 | 79,012,500 | 2.000000 | 2040/9/20 | 1.36 |
| 日本 | 国債証券 | 第31回利付国債(30年) | 69,000,000 | 109.22 | 75,363,180 | 108.76 | 75,044,400 | 2.200000 | 2039/9/20 | 1.29 |
| 日本 | 国債証券 | 第128回利付国債(20年) | 70,000,000 | 108.27 | 75,794,600 | 106.91 | 74,838,400 | 1.900000 | 2031/6/20 | 1.28 |
| 日本 | 国債証券 | 第32回利付国債(30年) | 68,000,000 | 110.39 | 75,067,240 | 109.83 | 74,687,120 | 2.300000 | 2040/3/20 | 1.28 |
| 日本 | 国債証券 | 第37回利付国債(30年) | 72,000,000 | 102.85 | 74,055,600 | 102.23 | 73,608,480 | 1.900000 | 2042/9/20 | 1.26 |
| 日本 | 国債証券 | 第109回利付国債(20年) | 70,000,000 | 106.34 | 74,443,600 | 104.98 | 73,486,700 | 1.900000 | 2029/3/20 | 1.26 |
| 日本 | 国債証券 | 第85回利付国債(20年) | 70,000,000 | 103.18 | 72,232,300 | 101.94 | 71,361,500 | 2.100000 | 2026/3/20 | 1.22 |
| 日本 | 国債証券 | 第149回利付国債(5年) | 70,000,000 | 99.33 | 69,533,100 | 99.05 | 69,337,800 | 0.005000 | 2026/9/20 | 1.19 |
| 日本 | 国債証券 | 第350回利付国債(10年) | 70,000,000 | 98.82 | 69,176,800 | 98.36 | 68,857,600 | 0.100000 | 2028/3/20 | 1.18 |
| 日本 | 国債証券 | 第18回利付国債(30年) | 60,000,000 | 112.10 | 67,265,400 | 111.26 | 66,756,000 | 2.300000 | 2035/3/20 | 1.15 |
| 日本 | 国債証券 | 第4回利付国債(40年) | 60,000,000 | 102.85 | 61,713,600 | 101.26 | 60,757,200 | 2.200000 | 2051/3/20 | 1.04 |
| 日本 | 国債証券 | 第172回利付国債(5年) | 60,000,000 | 100.00 | 60,004,800 | 99.05 | 59,430,000 | 0.500000 | 2029/6/20 | 1.02 |
| 日本 | 国債証券 | 第102回利付国債(20年) | 55,000,000 | 107.71 | 59,243,250 | 106.01 | 58,308,250 | 2.400000 | 2028/6/20 | 1.00 |
| 日本 | 国債証券 | 第461回利付国債(2年) | 55,000,000 | 100.13 | 55,072,050 | 99.81 | 54,896,600 | 0.400000 | 2026/6/1 | 0.94 |

| | | | | | | | | | | |
|----|------|----------------|------------|--------|------------|--------|------------|----------|------------|------|
| 日本 | 国債証券 | 第124回利付国債(20年) | 50,000,000 | 108.70 | 54,352,000 | 107.21 | 53,607,500 | 2.000000 | 2030/12/20 | 0.92 |
| 日本 | 国債証券 | 第133回利付国債(20年) | 50,000,000 | 107.74 | 53,873,000 | 106.51 | 53,258,000 | 1.800000 | 2031/12/20 | 0.91 |
| 日本 | 国債証券 | 第95回利付国債(20年) | 50,000,000 | 105.78 | 52,894,500 | 104.18 | 52,091,500 | 2.300000 | 2027/6/20 | 0.89 |
| 日本 | 国債証券 | 第373回利付国債(10年) | 53,000,000 | 96.78 | 51,293,400 | 96.59 | 51,194,290 | 0.600000 | 2033/12/20 | 0.88 |
| 日本 | 国債証券 | 第28回利付国債(30年) | 45,000,000 | 113.91 | 51,261,750 | 113.13 | 50,911,650 | 2.500000 | 2038/3/20 | 0.87 |
| 日本 | 国債証券 | 第166回利付国債(5年) | 50,000,000 | 99.51 | 49,755,000 | 98.92 | 49,461,000 | 0.400000 | 2028/12/20 | 0.85 |
| 日本 | 国債証券 | 第30回利付国債(30年) | 44,000,000 | 110.85 | 48,776,640 | 110.33 | 48,546,520 | 2.300000 | 2039/3/20 | 0.83 |
| 日本 | 国債証券 | 第116回利付国債(20年) | 45,000,000 | 109.16 | 49,122,000 | 107.44 | 48,350,250 | 2.200000 | 2030/3/20 | 0.83 |
| 日本 | 国債証券 | 第35回利付国債(30年) | 46,000,000 | 105.11 | 48,350,600 | 104.51 | 48,076,440 | 2.000000 | 2041/9/20 | 0.82 |
| 日本 | 国債証券 | 第179回利付国債(20年) | 58,000,000 | 82.27 | 47,718,340 | 82.31 | 47,740,380 | 0.500000 | 2041/12/20 | 0.82 |
| 日本 | 国債証券 | 第189回利付国債(20年) | 47,000,000 | 101.73 | 47,816,120 | 100.64 | 47,302,210 | 1.900000 | 2044/6/20 | 0.81 |
| 日本 | 国債証券 | 第36回利付国債(30年) | 45,000,000 | 104.72 | 47,128,050 | 104.13 | 46,858,950 | 2.000000 | 2042/3/20 | 0.80 |
| 日本 | 国債証券 | 第83回利付国債(30年) | 46,000,000 | 101.12 | 46,518,260 | 99.11 | 45,592,440 | 2.200000 | 2054/6/20 | 0.78 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

2024年12月30日現在

| 種類 | 投資比率(%) |
|------|---------|
| 国債証券 | 99.54 |
| 合計 | 99.54 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

参考情報

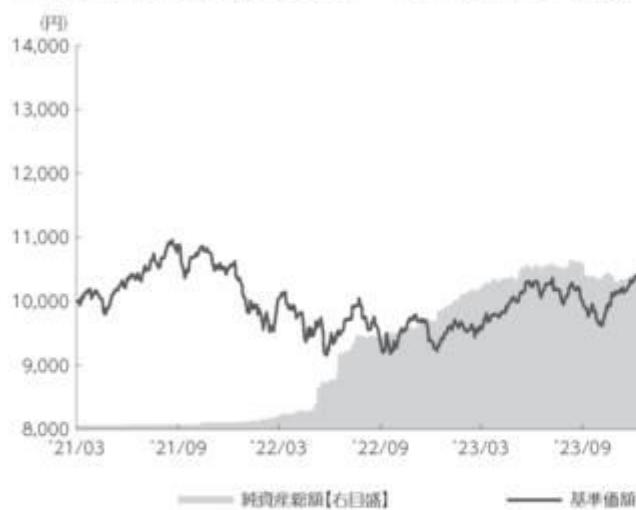


運用実績

2024年12月30日現在

■基準価額・純資産の推移

2021年3月25日(設定日)～2024年12月30日



- ・基準価額は10,000を起点として表示
- ・基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額 11,009円

純資産総額 2.6億円

・純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

| | |
|----------|----|
| 2024年 6月 | 0円 |
| 2023年 6月 | 0円 |
| 2022年 6月 | 0円 |
| 2021年 6月 | 0円 |
| 設定来累計 | 0円 |

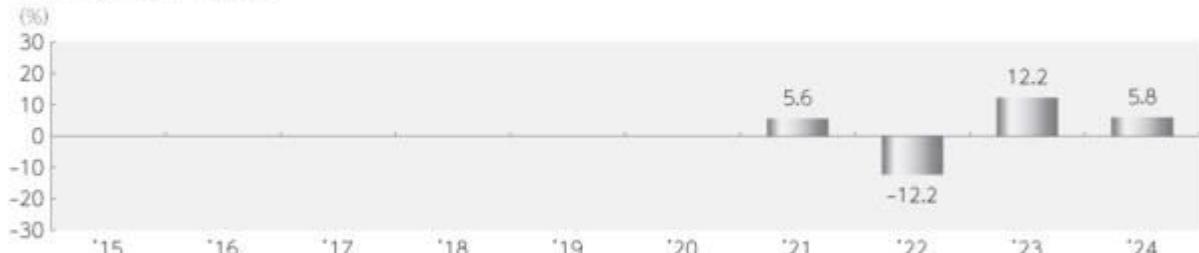
・分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

| 組入上位銘柄 | 比率 |
|---|-------|
| 1 ヘッジ付気候リスク調整世界国債インデックスファンド(FOFs用)(適格機関投資家限定) | 49.2% |
| 2 日本株ESGアクティブマザーファンド | 25.2% |
| 3 ベイリー・ギフォード・ワールドワイド・ポジティブ・チェンジ・ファンド・クラスC・JPY・アキュムレーション | 24.8% |

・比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

■年間收益率の推移



- ・收益率は基準価額で計算
- ・2021年は3月25日(設定日)から年末までの收益率を表示
- ・ファンドごとにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みができません。

ロンドンの銀行の休業日およびその前営業日

ロンドンにおける債券市場の取引停止日およびその前営業日

ニューヨークの銀行の休業日およびその前営業日

ニューヨークにおける債券市場の取引停止日およびその前営業日

ダブリンの銀行の休業日およびその前営業日

ダブリンの銀行の休業日が2営業日以上連続する場合、その連続休業日の直前4営業日間取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

申込単位

1円以上1円単位

申込価額

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額

申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

申込価額の照会方法

申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

申込手数料

ありません。

申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。

申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

ただし、2024年11月5日以降は、以下の通りとなります。

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

取得申込みの受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象証券

の取得の制限、投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

また、信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、取得申込みの受付を中止することがあります。

申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

<訂正後>

申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みができません。

ロンドンの銀行の休業日およびその前営業日

ロンドンにおける債券市場の取引停止日およびその前営業日

ニューヨーク証券取引所の休業日およびその前後の営業日

ニューヨークの銀行の休業日およびその前営業日

ニューヨークにおける債券市場の取引停止日およびその前営業日

ダブリンの銀行の休業日およびその前営業日

ダブリンの銀行の休業日が2営業日以上連続する場合、その連続休業日の直前4営業日間取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

申込単位

1円以上1円単位

申込価額

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額

申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

申込価額の照会方法

申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

申込手数料

ありません。

申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。

申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

取得申込みの受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象証券の取得の制限、投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

また、信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、取得申込みの受付を中止することがあります。

申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2 【換金（解約）手続等】

<訂正前>

解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、以下の日は解約の請求ができません。

ロンドンの銀行の休業日およびその前営業日

ロンドンにおける債券市場の取引停止日およびその前営業日

ニューヨークの銀行の休業日およびその前営業日

ニューヨークにおける債券市場の取引停止日およびその前営業日

ダブリンの銀行の休業日およびその前営業日

ダブリンの銀行の休業日が2営業日以上連続する場合、その連続休業日の直前4営業日間受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

解約単位

1口単位

解約価額

解約請求受付日の翌々営業日の基準価額

信託財産留保額

ありません。

解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの を当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

ただし、2024年11月5日以降は、以下の通りとなります。

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

解約請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象証券の換金の制限、投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求の受付を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

<訂正後>

解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、以下の日は解約の請求ができません。

ロンドンの銀行の休業日およびその前営業日

ロンドンにおける債券市場の取引停止日およびその前営業日

ニューヨーク証券取引所の休業日およびその前後の営業日

ニューヨークの銀行の休業日およびその前営業日

ニューヨークにおける債券市場の取引停止日およびその前営業日

ダブリンの銀行の休業日およびその前営業日

ダブリンの銀行の休業日が2営業日以上連続する場合、その連続休業日の直前4営業日間受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

解約単位

1口単位

解約価額

解約請求受付日の翌々営業日の基準価額

信託財産留保額

ありません。

解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

解約請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象証券の換金の制限、投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求の受付を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第284条、第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2024年6月26日から2024年12月25日まで)の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により中間監査を受けております。

【中間財務諸表】

【三菱UFJ DC世界ESGバランスファンド】

(1)【中間貸借対照表】

| | 第4期 [2024年 6月25日現在] | 第5期中間計算期間末 [2024年12月25日現在] | (単位：円) |
|--------------------------|------------------------------|---------------------------------|--------|
| 資産の部 | | | |
| 流動資産 | | | |
| コール・ローン | 6,155,540 | 3,041,703 | |
| 投資信託受益証券 | 113,484,864 | 130,660,313 | |
| 投資証券 | 57,364,188 | 65,840,442 | |
| 親投資信託受益証券 | 57,673,670 | 65,645,724 | |
| 未収利息 | 10 | 17 | |
| 流動資産合計 | 234,678,272 | 265,188,199 | |
| 資産合計 | 234,678,272 | 265,188,199 | |
| 負債の部 | | | |
| 流動負債 | | | |
| 未払金 | 2,200,000 | - | |
| 未払解約金 | 349,966 | - | |
| 未払受託者報酬 | 42,375 | 55,915 | |
| 未払委託者報酬 | 529,657 | 698,900 | |
| その他未払費用 | 2,696 | 3,554 | |
| 流動負債合計 | 3,124,694 | 758,369 | |
| 負債合計 | 3,124,694 | 758,369 | |
| 純資産の部 | | | |
| 元本等 | | | |
| 元本 | 213,327,815 | 241,145,065 | |
| 剰余金 | | | |
| 中間剰余金又は中間欠損金() | 18,225,763 | 23,284,765 | |
| (分配準備積立金) | 16,213,498 | 13,860,602 | |
| 元本等合計 | 231,553,578 | 264,429,830 | |
| 純資産合計 | 231,553,578 | 264,429,830 | |
| 負債純資産合計 | 234,678,272 | 265,188,199 | |

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

| | 第4期中間計算期間 自 2023年 6月27日 至 2023年12月26日 | 第5期中間計算期間 自 2024年 6月26日 至 2024年12月25日 | (単位：円) |
|-----------------------|---|---|--------|
| 営業収益 | | | |
| 受取利息 | | | 17 |
| | | | 3,199 |

| | 第4期中間計算期間 自 2023年 6月27日 至 2023年12月26日 | 第5期中間計算期間 自 2024年 6月26日 至 2024年12月25日 |
|---|---|---|
| 有価証券売買等損益 | 1,432,698 | 3,833,757 |
| 営業収益合計 | 1,432,715 | 3,836,956 |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | 570 | - |
| 受託者報酬 | 36,196 | 55,915 |
| 委託者報酬 | 452,430 | 698,900 |
| その他費用 | 2,300 | 3,554 |
| 営業費用合計 | 491,496 | 758,369 |
| 営業利益又は営業損失() | 941,219 | 3,078,587 |
| 経常利益又は経常損失() | 941,219 | 3,078,587 |
| 中間純利益又は中間純損失() | 941,219 | 3,078,587 |
| 一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額() | 1,146,223 | 6,763 |
| 期首剰余金又は期首次損金() | 3,716,355 | 18,225,763 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 272,066 | 5,091,212 |
| 中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 272,066 | 5,091,212 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 1,172,811 | 3,104,034 |
| 中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 1,172,811 | 3,104,034 |
| 分配金 | - | - |
| 中間剰余金又は中間欠損金() | 4,903,052 | 23,284,765 |

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|--------------------|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 |
|--------------------|---|

(中間貸借対照表に関する注記)

| | 第4期 [2024年 6月25日現在] | 第5期中間計算期間末 [2024年12月25日現在] |
|-----------|------------------------|-------------------------------|
| 1. 期首元本額 | 163,184,479円 | 213,327,815円 |
| 期中追加設定元本額 | 138,697,196円 | 64,672,888円 |
| 期中一部解約元本額 | 88,553,860円 | 36,855,638円 |
| 2. 受益権の総数 | 213,327,815口 | 241,145,065口 |

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

| | |
|---|---|
| 第4期中間計算期間 自 2023年 6月27日 至 2023年12月26日 | 第5期中間計算期間 自 2024年 6月26日 至 2024年12月25日 |
| 該当事項はありません。 | 該当事項はありません。 |

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

| 区分 | 第4期 [2024年 6月25日現在] | 第5期中間計算期間末 [2024年12月25日現在] |
|------------------------|--|---|
| 1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 時価で計上しているためその差額はありません。 | 同左 |
| 2. 時価の算定方法 | (1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 | (1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 |

| 区分 | 第4期 [2024年 6月25日現在] | 第5期中間計算期間末 [2024年12月25日現在] |
|----------------------------|--|---------------------------------|
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 | 同左 同左 |

(有価証券に関する注記)
該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

| | 第4期 [2024年 6月25日現在] | 第5期中間計算期間末 [2024年12月25日現在] |
|---------------------------|--------------------------|---------------------------------|
| 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) | 1,0854円 (10,854円) | 1,0966円 (10,966円) |

(参考)

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

日本株 ESGアクティブマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

[2024年12月25日現在]

| 資産の部 | |
|-------------|---------------|
| 流動資産 | |
| コール・ローン | 256,116,188 |
| 株式 | 5,565,955,050 |
| 未収利息 | 1,497 |
| 流動資産合計 | 5,822,072,735 |
| 資産合計 | 5,822,072,735 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 未払金 | 5,414,337 |
| 未払解約金 | 3,531,408 |
| 流動負債合計 | 8,945,745 |
| 負債合計 | 8,945,745 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 2,415,545,278 |
| 剰余金 | |
| 剰余金又は欠損金() | 3,397,581,712 |
| 元本等合計 | 5,813,126,990 |
| 純資産合計 | 5,813,126,990 |
| 負債純資産合計 | 5,822,072,735 |

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|--------------------|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。 |
|--------------------|---|

(貸借対照表に関する注記)

| [2024年12月25日現在] | |
|--------------------------|----------------|
| 1. 期首 | 2024年 6月26日 |
| 期首元本額 | 2,163,219,352円 |
| 期中追加設定元本額 | 441,427,456円 |
| 期中一部解約元本額 | 189,101,530円 |
| 元本の内訳 | |
| 国内株式セレクション（ラップ向け） | 1,906,731,037円 |
| 三菱UFJ DC日本株ESGアクティーブファンド | 445,252,111円 |
| 三菱UFJ DC世界ESGバランスファンド | 27,278,506円 |
| 三菱UFJ アドバンスト・バランス（安定型） | 2,725,837円 |
| 三菱UFJ アドバンスト・バランス（安定成長型） | 33,557,787円 |
| 合計 | 2,415,545,278円 |
| 2. 受益権の総数 | 2,415,545,278口 |

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

| 区分 | [2024年12月25日現在] |
|----------------------------|--|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 時価で計上しているためその差額はありません。 |
| 2. 時価の算定方法 | (1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としてあります。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | |

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

| [2024年12月25日現在] | |
|---------------------------|----------------------|
| 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) | 2.4065円 (24,065円) |

ヘッジ付気候リスク調整世界国債インデックスファンド(FOFs用)(適格機関投資家限定)

(1) 中間貸借対照表

(単位：円)

| | 第4期 [2024年 6月25日現在] | 第5期中間計算期間末 [2024年12月25日現在] |
|---------------|------------------------|-------------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 864,788 | 890,058 |
| 親投資信託受益証券 | 1,082,274,332 | 1,090,774,735 |
| 未収入金 | 37,175 | 37,287 |
| 未収利息 | 1 | 5 |
| 流動資産合計 | 1,083,176,296 | 1,091,702,085 |
| 資産合計 | 1,083,176,296 | 1,091,702,085 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払受託者報酬 | 117,367 | 121,418 |

| | | |
|-----------------|---------------|---------------|
| 未払委託者報酬 | 528,080 | 546,335 |
| その他未払費用 | 21,064 | 21,792 |
| 流動負債合計 | 666,511 | 689,545 |
| 負債合計 | 666,511 | 689,545 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 1,338,295,296 | 1,360,979,061 |
| 剩余金 | | |
| 中間剩余金又は中間欠損金() | 255,785,511 | 269,966,521 |
| (分配準備積立金) | 65,509,135 | 64,001,912 |
| 元本等合計 | 1,082,509,785 | 1,091,012,540 |
| 純資産合計 | 1,082,509,785 | 1,091,012,540 |
| 負債純資産合計 | 1,083,176,296 | 1,091,702,085 |

(2) 中間損益及び剩余金計算書

(単位：円)

| | 第4期中間計算期間 自 2023年 6月27日 至 2023年12月26日 | 第5期中間計算期間 自 2024年 6月26日 至 2024年12月25日 |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | 1 | 531 |
| 有価証券売買等損益 | 2,319,343 | 9,318,238 |
| 営業収益合計 | 2,319,344 | 9,317,707 |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | 35 | - |
| 受託者報酬 | 116,406 | 121,418 |
| 委託者報酬 | 523,798 | 546,335 |
| その他費用 | 20,888 | 21,792 |
| 営業費用合計 | 661,127 | 689,545 |
| 営業利益又は営業損失() | 1,658,217 | 10,007,252 |
| 経常利益又は経常損失() | 1,658,217 | 10,007,252 |
| 中間純利益又は中間純損失() | 1,658,217 | 10,007,252 |
| 一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額() | 656,713 | 158,128 |
| 期首剩余金又は期首次欠損金() | 210,603,353 | 255,785,511 |
| 剩余金増加額又は欠損金減少額 | 3,343,186 | 6,003,135 |
| 中間一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額 | 3,343,186 | 6,003,135 |
| 剩余金減少額又は欠損金増加額 | 2,976,794 | 10,018,765 |
| 中間追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額 | 2,976,794 | 10,018,765 |
| 分配金 | - | - |
| 中間剩余金又は中間欠損金() | 207,922,031 | 269,966,521 |

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|--------------------|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 |
|--------------------|---|

(中間貸借対照表に関する注記)

| | 第4期 [2024年 6月25日現在] | 第5期中間計算期間末 [2024年12月25日現在] |
|---|--|--|
| 1. 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額 | 1,297,069,596円 69,900,087円 28,674,387円 | 1,338,295,296円 54,108,765円 31,425,000円 |
| 2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。 | 255,785,511円 | 269,966,521円 |
| 3. 受益権の総数 | 1,338,295,296口 | 1,360,979,061口 |

(中間損益及び剩余金計算書に関する注記)

| 第4期中間計算期間 自 2023年 6月27日 至 2023年12月26日 | 第5期中間計算期間 自 2024年 6月26日 至 2024年12月25日 |
|---|---|
|---|---|

| | |
|-------------|-------------|
| 該当事項はありません。 | 該当事項はありません。 |
|-------------|-------------|

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

| 区分 | 第4期 [2024年 6月25日現在] | 第5期中間計算期間末 [2024年12月25日現在] |
|----------------------------|--|---|
| 1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 時価で計上しているためその差額はありません。 | 同左 |
| 2. 時価の算定方法 | (1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 | (1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 | 同左 |

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

| | 第4期 [2024年 6月25日現在] | 第5期中間計算期間末 [2024年12月25日現在] |
|---------------------------|--------------------------|---------------------------------|
| 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) | 0.8089円 (8,089円) | 0.8016円 (8,016円) |

ヘッジ付気候リスク調整海外国債インデックススマザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

[2024年12月25日現在]

資産の部

流動資産

| | |
|----------|---------------|
| 預金 | 6,596,225 |
| コール・ローン | 2,192,043 |
| 国債証券 | 988,900,401 |
| 派生商品評価勘定 | 4,240 |
| 未収入金 | 65,222 |
| 未収利息 | 6,555,114 |
| 前払費用 | 1,288,616 |
| 流動資産合計 | 1,005,601,861 |
| 資産合計 | 1,005,601,861 |

負債の部

流動負債

| | |
|----------|------------|
| 派生商品評価勘定 | 37,677,005 |
| 流動負債合計 | 37,677,005 |
| 負債合計 | 37,677,005 |

純資産の部

元本等

| | |
|-------------|---------------|
| 元本 | 1,231,310,101 |
| 剰余金 | |
| 剰余金又は欠損金() | 263,385,245 |
| 元本等合計 | 967,924,856 |
| 純資産合計 | 967,924,856 |
| 負債純資産合計 | 1,005,601,861 |

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|-------------------------|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。 |
| 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法 | 為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。 |
| 3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項 | 外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| | | [2024年12月25日現在] |
|----|---|-----------------|
| 1. | 期首 | 2024年 6月26日 |
| | 期首先元本額 | 1,192,066,562円 |
| | 期中追加設定元本額 | 78,349,663円 |
| | 期中一部解約元本額 | 39,106,124円 |
| | 元本の内訳 | |
| | ヘッジ付気候リスク調整世界国債インデックスファンド(FOFs用)(適格機関投資家限定) | 1,231,310,101円 |
| | 合計 | 1,231,310,101円 |
| 2. | 元本の欠損 | |
| | 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。 | 263,385,245円 |
| 3. | 受益権の総数 | 1,231,310,101口 |

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

| 区分 | [2024年12月25日現在] |
|----------------------------|---|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 時価で計上しているためその差額はありません。 |
| 2. 時価の算定方法 | (1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては当該価額が異なることがあります。 |

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

[2024年12月25日現在]

| 区分 | 種類 | 契約額等(円) | 時価(円) | | 評価損益(円) |
|-----------|-----------|-------------|-------|-------------|------------|
| | | | うち1年超 | | |
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 | | | | |
| | 売建 | | | | |
| | アメリカドル | 396,354,245 | | 415,383,504 | 19,029,259 |
| | カナダドル | 18,840,133 | | 19,243,576 | 403,443 |
| | オーストラリアドル | 9,948,347 | | 9,983,362 | 35,015 |
| | イギリスポンド | 88,170,710 | | 91,262,345 | 3,091,635 |

| | | | |
|------------|-------------|---------------|------------|
| シンガポールドル | 2,462,549 | 2,545,492 | 82,943 |
| マレーシアリンギット | 675,760 | 700,452 | 24,692 |
| ニュージーランドドル | 4,066,286 | 4,082,108 | 15,822 |
| スウェーデンクローネ | 4,402,399 | 4,544,960 | 142,561 |
| ノルウェークローネ | 3,419,579 | 3,483,774 | 64,195 |
| デンマーククローネ | 2,981,333 | 3,071,432 | 90,099 |
| メキシコペソ | 3,884,180 | 4,141,569 | 257,389 |
| イスラエルシェケル | 2,585,091 | 2,713,989 | 128,898 |
| ポーランドズロチ | 4,255,831 | 4,446,651 | 190,820 |
| 中国元 | 27,830,451 | 28,943,798 | 1,113,347 |
| ユーロ | 413,098,465 | 426,101,112 | 13,002,647 |
| 合計 | 982,975,359 | 1,020,648,124 | 37,672,765 |

(注)時価の算定方法

1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

(イ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(ロ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(1口当たり情報)

| | [2024年12月25日現在] |
|---------------------------|---------------------|
| 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) | 0.7861円 (7,861円) |

日本国債インデックスマザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

[2024年12月25日現在]

資産の部

流動資産

| | |
|---------|---------------|
| コール・ローン | 19,267,535 |
| 国債証券 | 5,915,409,890 |
| 未収利息 | 11,753,615 |
| 前払費用 | 346,947 |
| 流動資産合計 | 5,946,777,987 |
| 資産合計 | 5,946,777,987 |

負債の部

流動負債

| | |
|--------|--------|
| 未払解約金 | 37,287 |
| 流動負債合計 | 37,287 |
| 負債合計 | 37,287 |

純資産の部

元本等

| | |
|-----|---------------|
| 元本 | 6,653,843,015 |
| 剰余金 | |

| | |
|-------------|---------------|
| 剩余金又は欠損金() | 707,102,315 |
| 元本等合計 | 5,946,740,700 |
| 純資産合計 | 5,946,740,700 |
| 負債純資産合計 | 5,946,777,987 |

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|--------------------|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。 |
|--------------------|---|

(貸借対照表に関する注記)

| | | [2024年12月25日現在] |
|----|---|-----------------|
| 1. | 期首 | 2024年 6月26日 |
| | 期首元本額 | 7,310,907,516円 |
| | 期中追加設定元本額 | 423,384,809円 |
| | 期中一部解約元本額 | 1,080,449,310円 |
| | 元本の内訳 | |
| | ヘッジ付気候リスク調整世界国債インデックスファンド(FOFs用)(適格機関投資家限定) | 137,453,134円 |
| | 日米コアバランス(FOFs用)(適格機関投資家限定) | 878,868,060円 |
| | MUKAM 日米コアバランス 2021-07(適格機関投資家限定) | 2,729,225,680円 |
| | MUKAM 日米コアバランス(除く米国株)2022-03(適格機関投資家限定) | 2,908,296,141円 |
| | 合計 | 6,653,843,015円 |
| 2. | 元本の欠損 | |
| | 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。 | 707,102,315円 |
| 3. | 受益権の総数 | 6,653,843,015口 |

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

| 区分 | [2024年12月25日現在] |
|----------------------------|--|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 時価で計上しているためその差額はありません。 |
| 2. 時価の算定方法 | (1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることがあります。 |

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

| | [2024年12月25日現在] |
|---------------------------|---------------------|
| 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) | 0.8937円 (8,937円) |

2【ファンドの現況】

【三菱UFJ DC世界ESGバランスファンド】

【純資産額計算書】

2024年12月30日現在

(単位：円)

| | |
|-----------------|--------------|
| 資産総額 | 265,499,489 |
| 負債総額 | 21,708 |
| 純資産総額（ - ） | 265,477,781 |
| 発行済口数 | 241,145,065口 |
| 1口当たり純資産価額（ / ） | 1.1009 |
| (10,000口当たり) | (11,009) |

(参考)

日本株ESGアクティブマザーファンド

純資産額計算書

2024年12月30日現在

(単位：円)

| | |
|-----------------|----------------|
| 資産総額 | 5,946,799,856 |
| 負債総額 | 14,731,124 |
| 純資産総額（ - ） | 5,932,068,732 |
| 発行済口数 | 2,423,170,853口 |
| 1口当たり純資産価額（ / ） | 2.4481 |
| (10,000口当たり) | (24,481) |

ヘッジ付気候リスク調整世界国債インデックスファンド(FOFs用)（適格機関投資家限定）

純資産額計算書

2024年12月30日現在

(単位：円)

| | |
|-----------------|----------------|
| 資産総額 | 1,087,960,029 |
| 負債総額 | 18,666 |
| 純資産総額（ - ） | 1,087,941,363 |
| 発行済口数 | 1,360,979,061口 |
| 1口当たり純資産価額（ / ） | 0.7994 |
| (10,000口当たり) | (7,994) |

ヘッジ付気候リスク調整海外国債インデックススマザーファンド

純資産額計算書

2024年12月30日現在

(単位：円)

| | |
|-----------------|----------------|
| 資産総額 | 1,009,529,897 |
| 負債総額 | 44,248,106 |
| 純資産総額（ - ） | 965,281,791 |
| 発行済口数 | 1,231,310,900口 |
| 1口当たり純資産価額（ / ） | 0.7839 |
| (10,000口当たり) | (7,839) |

日本国債インデックスマザーファンド

純資産額計算書

2024年12月30日現在

(単位：円)

| | |
|-----------------|----------------|
| 資産総額 | 6,063,038,506 |
| 負債総額 | 234,581,383 |
| 純資産総額(-) | 5,828,457,123 |
| 発行済口数 | 6,539,964,115口 |
| 1口当たり純資産価額(/) | 0.8912 |
| (10,000口当たり) | (8,912) |

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<更新後>

(1) 資本金の額等

2024年12月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略・管理委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署は、(a)運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、(b)リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、(a)についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、(b)についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上では是正・改善の検討が行われます。

ファンドに係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2 【事業の内容及び営業の概況】

<更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2024年12月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

| 商品分類 | 本数 (本) | 純資産総額 (百万円) |
|------------|-----------|----------------|
| 追加型株式投資信託 | 809 | 40,305,480 |
| 追加型公社債投資信託 | 16 | 1,556,148 |
| 単位型株式投資信託 | 86 | 389,252 |
| 単位型公社債投資信託 | 45 | 113,323 |
| 合計 | 956 | 42,364,203 |

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3 【委託会社等の経理状況】

<更新後>

（1）財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、財務諸表等規則第282条及び第306条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、従来、千円未満の端数を切り捨てて表示しておりましたが、当中間会計期間より百万円未満の端数を切り捨てて表示することに変更しました。

（2）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第39期事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第40期事業年度に係る中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 第38期 (2023年3月31日現在) | 第39期 (2024年3月31日現在) | |
|-------------------|------------------------|------------------------|--------------------|
| (資産の部) | | | |
| 流動資産 | | | |
| 現金及び預金 | 2 | 51,733,041 | 2 |
| 有価証券 | | 1,579,691 | 15,283 |
| 前払費用 | | 770,747 | 679,199 |
| 未収入金 | | 81,854 | 138,388 |
| 未収委託者報酬 | | 16,753,855 | 21,064,747 |
| 未収収益 | 2 | 688,142 | 2 |
| 金銭の信託 | | 10,400,000 | 10,500,500 |
| その他 | | 745,576 | 371,400 |
| 流動資産合計 | | 82,752,908 | 92,461,561 |
| 固定資産 | | | |
| 有形固定資産 | | | |
| 建物 | 1 | 181,551 | 1 |
| 器具備品 | 1 | 730,357 | 1 |
| 土地 | | 628,433 | 628,433 |
| 建設仮勘定 | | 1,111,177 | 45,140 |
| 有形固定資産合計 | | 2,651,520 | 5,141,467 |
| 無形固定資産 | | | |
| 電話加入権 | | 15,822 | 15,822 |
| ソフトウェア | | 4,183,644 | 5,008,987 |
| ソフトウェア仮勘定 | | 1,907,739 | 1,587,548 |
| 無形固定資産合計 | | 6,107,206 | 6,612,357 |
| 投資その他の資産 | | | |
| 投資有価証券 | | 12,022,365 | 13,788,071 |
| 関係会社株式 | | 159,536 | 159,536 |
| 投資不動産 | 1 | 807,066 | 1 |
| 長期差入保証金 | | 689,492 | 689,867 |
| 前払年金費用 | | 118,832 | 47,573 |
| 繰延税金資産 | | 1,675,132 | 1,088,836 |
| その他 | | 45,230 | 45,230 |
| 貸倒引当金 | | 23,600 | 23,600 |
| 投資その他の資産合計 | | 15,494,056 | 17,583,636 |
| 固定資産合計 | | 24,252,782 | 29,337,461 |
| 資産合計 | | 107,005,691 | 121,799,022 |

(単位：千円)

| | 第38期 (2023年3月31日現在) | 第39期 (2024年3月31日現在) | |
|---------------|------------------------|------------------------|---------|
| (負債の部) | | | |
| 流動負債 | | | |
| 預り金 | | 507,559 | 807,451 |
| 未払金 | | | |
| 未払収益分配金 | | 114,094 | 105,550 |
| 未払償還金 | | 7,418 | 43,553 |

| | | | | |
|---------|---|------------|---|------------|
| 未払手数料 | 2 | 6,139,595 | 2 | 7,523,485 |
| その他未払金 | 2 | 955,697 | 2 | 885,002 |
| 未払費用 | 2 | 5,778,896 | 2 | 8,611,140 |
| 未払消費税等 | | 439,657 | | 623,219 |
| 未払法人税等 | | 2,375,281 | | 2,235,007 |
| 賞与引当金 | | 849,840 | | 1,182,242 |
| 役員賞与引当金 | | 154,872 | | 175,992 |
| その他 | | 5,517 | | 12,303 |
| 流動負債合計 | | 17,328,431 | | 22,204,949 |

固定負債

| | | | | |
|-----------|--|------------|--|------------|
| 退職給付引当金 | | 1,333,882 | | 1,608,101 |
| 役員退職慰労引当金 | | 75,667 | | 30,105 |
| 時効後支払損引当金 | | 254,296 | | 250,350 |
| 資産除去債務 | | - | | 1,428,586 |
| その他 | | - | | 29,109 |
| 固定負債合計 | | 1,663,846 | | 3,346,253 |
| 負債合計 | | 18,992,277 | | 25,551,202 |

(純資産の部)

| | | | | |
|----------|--|------------|--|------------|
| 株主資本 | | | | |
| 資本金 | | 2,000,131 | | 2,000,131 |
| 資本剰余金 | | | | |
| 資本準備金 | | 3,572,096 | | 3,572,096 |
| その他資本剰余金 | | 41,160,616 | | 41,160,616 |
| 資本剰余金合計 | | 44,732,712 | | 44,732,712 |
| 利益剰余金 | | | | |
| 利益準備金 | | 342,589 | | 342,589 |
| その他利益剰余金 | | | | |
| 別途積立金 | | 6,998,000 | | 6,998,000 |
| 繰越利益剰余金 | | 33,267,700 | | 40,236,787 |
| 利益剰余金合計 | | 40,608,289 | | 47,577,377 |
| 株主資本合計 | | 87,341,133 | | 94,310,221 |

(単位 : 千円)

| | 第38期 (2023年3月31日現在) | 第39期 (2024年3月31日現在) |
|--------------|------------------------|------------------------|
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 672,279 | 1,937,598 |
| 評価・換算差額等合計 | 672,279 | 1,937,598 |
| 純資産合計 | 88,013,413 | 96,247,820 |
| 負債純資産合計 | 107,005,691 | 121,799,022 |

(2) 【損益計算書】

(単位 : 千円)

| | 第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) | 第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) |
|--|--|--|
|--|--|--|

| | | | | |
|----------------|---|-------------------|---|--------------------|
| 営業収益 | | | | |
| 委託者報酬 | | 84,121,445 | | 98,635,342 |
| 投資顧問料 | | 2,750,601 | | 3,117,320 |
| その他営業収益 | | 10,412 | | 148,442 |
| 営業収益合計 | | 86,882,459 | | 101,901,104 |
| 営業費用 | | | | |
| 支払手数料 | 4 | 31,461,274 | 4 | 34,494,219 |
| 広告宣伝費 | | 798,894 | | 593,586 |
| 公告費 | | 375 | | 1,017 |
| 調査費 | | | | |
| 調査費 | | 2,849,042 | | 3,537,103 |
| 委託調査費 | | 19,236,505 | | 27,296,058 |
| 事務委託費 | | 1,751,807 | | 1,861,577 |
| 営業雑経費 | | | | |
| 通信費 | | 113,480 | | 137,737 |
| 印刷費 | | 367,379 | | 390,143 |
| 協会費 | | 58,128 | | 68,869 |
| 諸会費 | | 18,447 | | 20,108 |
| 事務機器関連費 | | 2,238,382 | | 2,531,009 |
| その他営業雑経費 | | - | | 139,012 |
| 営業費用合計 | | 58,893,717 | | 71,070,444 |
| 一般管理費 | | | | |
| 給料 | | | | |
| 役員報酬 | | 416,461 | | 400,592 |
| 給料・手当 | | 6,565,766 | | 7,202,711 |
| 賞与引当金繰入 | | 849,840 | | 1,182,242 |
| 役員賞与引当金繰入 | | 154,872 | | 175,992 |
| 福利厚生費 | | 1,279,885 | | 1,424,215 |
| 交際費 | | 8,942 | | 10,054 |
| 旅費交通費 | | 75,274 | | 108,782 |
| 租税公課 | | 403,955 | | 397,138 |
| 不動産賃借料 | | 719,707 | | 728,550 |
| 退職給付費用 | | 388,176 | | 381,449 |
| 固定資産減価償却費 | | 2,418,341 | | 2,469,755 |
| 諸経費 | | 444,313 | | 490,104 |
| 一般管理費合計 | | 13,725,534 | | 14,971,590 |
| 営業利益 | | 14,263,207 | | 15,859,070 |

(単位 : 千円)

| 第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) | 第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) |
|--|--|
|--|--|

| | | | | |
|--------------|---|---------|---|---------|
| 営業外収益 | | | | |
| 受取配当金 | | 47,353 | | 54,618 |
| 受取利息 | 4 | 10,279 | 4 | 12,836 |
| 投資有価証券償還益 | | 609,102 | | 204,527 |
| 収益分配金等時効完成分 | | 94,351 | | 17,722 |
| 受取賃貸料 | 4 | 65,808 | 4 | 162,111 |
| その他 | | 36,894 | | 44,734 |

| | | |
|-------------------|------------|------------|
| 営業外収益合計 | 863,788 | 496,550 |
| 営業外費用 | | |
| 投資有価証券償還損 | 32,995 | 234,700 |
| 時効後支払損引当金繰入 | 31,951 | - |
| 事務過誤費 | 2,680 | 10,822 |
| 賃貸関連費用 | 14,262 | 108,773 |
| その他 | 32,394 | 25,903 |
| 営業外費用合計 | 114,284 | 380,199 |
| 経常利益 | 15,012,711 | 15,975,421 |
| 特別利益 | | |
| 投資有価証券売却益 | 387,113 | 464,927 |
| 固定資産売却益 | - | 16,229 |
| 資産除去債務履行差額 | - | 87,050 |
| 特別利益合計 | 387,113 | 568,207 |
| 特別損失 | | |
| 投資有価証券売却損 | 15,828 | 57,011 |
| 投資有価証券評価損 | 104,554 | 31,651 |
| 固定資産除却損 | 32,791 | 20,246 |
| 固定資産売却損 | - | 65,427 |
| 減損損失 | 315,350 | - |
| 企業結合関連費用 | - | 1,187,136 |
| 特別損失合計 | 468,524 | 1,361,473 |
| 税引前当期純利益 | 14,931,300 | 15,182,154 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 4,860,444 | 4,542,085 |
| 法人税等調整額 | 271,471 | 102,468 |
| 法人税等合計 | 4,588,973 | 4,644,553 |
| 当期純利益 | 10,342,327 | 10,537,601 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位 : 千円)

| | 株主資本 | | | |
|---------------------|-----------|-----------|------------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |
| 当期首残高 | 2,000,131 | 3,572,096 | 41,160,616 | 44,732,712 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剩余金の配当 | | | | |
| 当期純利益 | | | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | |
| 当期変動額合計 | | | | |
| 当期末残高 | 2,000,131 | 3,572,096 | 41,160,616 | 44,732,712 |

| | |
|--|-------|
| | 利益剰余金 |
|--|-------|

| | 利益 準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金 合計 | 株主資本合計 |
|-------------------------|-----------|-----------|-------------|-------------|------------|
| | | 別途 積立金 | 繰越利益 剰余金 | | |
| 当期首残高 | 342,589 | 6,998,000 | 29,000,498 | 36,341,088 | 83,073,932 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剩余金の配当 | | | 6,075,125 | 6,075,125 | 6,075,125 |
| 当期純利益 | | | 10,342,327 | 10,342,327 | 10,342,327 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | | |
| 当期変動額合計 | | | 4,267,201 | 4,267,201 | 4,267,201 |
| 当期末残高 | 342,589 | 6,998,000 | 33,267,700 | 40,608,289 | 87,341,133 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-------------------------|----------------------|----------------|------------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 当期首残高 | 1,626,775 | 1,626,775 | 84,700,707 |
| 当期変動額 | | | |
| 剩余金の配当 | | | 6,075,125 |
| 当期純利益 | | | 10,342,327 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | 954,495 | 954,495 | 954,495 |
| 当期変動額合計 | 954,495 | 954,495 | 3,312,705 |
| 当期末残高 | 672,279 | 672,279 | 88,013,413 |

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

| | 株主資本 | | | |
|-------------------------|-----------|-----------|--------------|-------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | |
| | | 資本 準備金 | その他 資本剰余金 | 資本 剰余金合計 |
| 当期首残高 | 2,000,131 | 3,572,096 | 41,160,616 | 44,732,712 |
| 当期変動額 | | | | |
| 企業結合による増加 | | | | |
| 剩余金の配当 | | | | |
| 当期純利益 | | | | |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | |
| 当期変動額合計 | | | | |
| 当期末残高 | 2,000,131 | 3,572,096 | 41,160,616 | 44,732,712 |

| | 利益剰余金 | | | | 株主資本合計 | |
|-------|-----------|-----------|-------------|-------------|------------|--|
| | 利益 準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金 合計 | | |
| | | 別途 積立金 | 繰越利益 剰余金 | | | |
| 当期首残高 | 342,589 | 6,998,000 | 33,267,700 | 40,608,289 | 87,341,133 | |
| 当期変動額 | | | | | | |

| | | | | | |
|-------------------------|---------|-----------|------------|------------|------------|
| 企業結合による増加 | | | 1,602,526 | 1,602,526 | 1,602,526 |
| 剰余金の配当 | | | 5,171,039 | 5,171,039 | 5,171,039 |
| 当期純利益 | | | 10,537,601 | 10,537,601 | 10,537,601 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | | |
| 当期変動額合計 | | | 6,969,087 | 6,969,087 | 6,969,087 |
| 当期末残高 | 342,589 | 6,998,000 | 40,236,787 | 47,577,377 | 94,310,221 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-------------------------|----------------------|----------------|------------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 当期首残高 | 672,279 | 672,279 | 88,013,413 |
| 当期変動額 | | | |
| 企業結合による増加 | | | 1,602,526 |
| 剰余金の配当 | | | 5,171,039 |
| 当期純利益 | | | 10,537,601 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | 1,265,319 | 1,265,319 | 1,265,319 |
| 当期変動額合計 | 1,265,319 | 1,265,319 | 8,234,406 |
| 当期末残高 | 1,937,598 | 1,937,598 | 96,247,820 |

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 2年～20年

投資不動産 3年～50年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理し

ております。

5.引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6)時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6.収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

7.その他財務諸表作成のための基礎となる事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

（貸借対照表関係）

1.有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

| | 第38期 (2023年3月31日現在) | 第39期 (2024年3月31日現在) |
|-------|------------------------|------------------------|
| 建物 | 1,006,606千円 | 498,805千円 |
| 器具備品 | 1,985,072千円 | 1,643,689千円 |
| 投資不動産 | 163,978千円 | 211,090千円 |

2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるもののは次の通りであります。

| | 第38期 (2023年3月31日現在) | 第39期 (2024年3月31日現在) |
|-------|------------------------|------------------------|
| 預金 | 40,165,058千円 | 39,776,992千円 |
| 未収収益 | 15,046千円 | 12,312千円 |
| 未払手数料 | 790,279千円 | 886,173千円 |

| | | |
|--------|-----------|-----------|
| その他未払金 | 77,007千円 | 105,407千円 |
| 未払費用 | 277,358千円 | 599,493千円 |

(損益計算書関係)

1. 固定資産売却益の内訳

| | 第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) | 第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) |
|------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 器具備品 | - | 16,229千円 |
| 計 | - | 16,229千円 |

2. 固定資産売却損の内訳

| | 第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) | 第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) |
|------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 器具備品 | - | 65,427千円 |
| 計 | - | 65,427千円 |

3. 固定資産除却損の内訳

| | 第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) | 第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) |
|--------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 建物 | 1,047千円 | 15,825千円 |
| 器具備品 | 29,762千円 | 3,986千円 |
| ソフトウェア | 1,981千円 | 434千円 |
| 計 | 32,791千円 | 20,246千円 |

4. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

| | 第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) | 第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) |
|--------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 支払手数料 | 4,893,312千円 | 5,006,309千円 |
| 受取利息 | 10,236千円 | 12,747千円 |
| 受取賃貸料 | 68,168千円 | 152,876千円 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 3,947,200千円 | 132,303千円 |

5. 減損損失

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

当社は、以下のとおり減損損失を計上しました。

| 場所 | 用途 | 種類 | 金額 |
|-------------|--------|--------|-----------|
| 東京都千代田区（本社） | ホームページ | ソフトウェア | 315,350千円 |

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を1つのグルーピングとしております。

ホームページのリニューアルに伴い、現行のホームページについて将来の利用終了が見込まれるため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額として使用価値を用いておりますが、割引率については使用見込期間が短いため考慮していません。

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当事業年度については、該当事項はありません。

6.企業結合関連費用

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
前事業年度については、該当事項はありません。

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
企業結合に伴うものであり、主にシステム統合費用などあります。

(株主資本等変動計算書関係)

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| | 当事業年度期首 株式数 (株) | 当事業年度増加 株式数 (株) | 当事業年度減少 株式数 (株) | 当事業年度末 株式数 (株) |
|-------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 211,581 | - | - | 211,581 |
| 合計 | 211,581 | - | - | 211,581 |

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

2022年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

| | |
|----------|-------------|
| 配当金の総額 | 6,075,125千円 |
| 1株当たり配当額 | 28,713円 |
| 基準日 | 2022年3月31日 |
| 効力発生日 | 2022年6月29日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

| | |
|----------|-------------|
| 配当金の総額 | 5,171,039千円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 24,440円 |
| 基準日 | 2023年3月31日 |
| 効力発生日 | 2023年6月29日 |

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| | 当事業年度期首 株式数 (株) | 当事業年度増加 株式数 (株) | 当事業年度減少 株式数 (株) | 当事業年度末 株式数 (株) |
|-------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 211,581 | - | - | 211,581 |
| 合計 | 211,581 | - | - | 211,581 |

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

2023年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

| | |
|----------|-------------|
| 配当金の総額 | 5,171,039千円 |
| 1株当たり配当額 | 24,440円 |
| 基準日 | 2023年3月31日 |
| 効力発生日 | 2023年6月29日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

| | |
|----------|--------------|
| 配当金の総額 | 45,747,620千円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 216,218円 |

基準日 2024年3月31日
効力発生日 2024年6月27日

(リース取引関係)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

| | 第38期 (2023年3月31日現在) | 第39期 (2024年3月31日現在) |
|-----|------------------------|------------------------|
| 1年内 | 962,809千円 | 681,212千円 |
| 1年超 | 1,532,728千円 | 851,515千円 |
| 合計 | 2,495,537千円 | 1,532,728千円 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

第38期(2023年3月31日現在)

| | 貸借対照表 計上額(千円) | 時価(千円) | 差額(千円) |
|------------|------------------|------------|--------|
| (1) 有価証券 | 1,579,691 | 1,579,691 | - |
| (2) 金銭の信託 | 10,400,000 | 10,400,000 | - |
| (3) 投資有価証券 | 12,022,365 | 12,022,365 | - |
| 資産計 | 24,002,056 | 24,002,056 | - |

(注1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額 159,536千円）は、市場価格がないため、記載していません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第38期(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|-------------------|------------|-------------|--------------|------|
| 現金及び預金 | 51,733,041 | - | - | - |
| 金銭の信託 | 10,400,000 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 16,753,855 | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券のうち満期があるもの | | | | |
| 投資信託 | 1,579,691 | 4,859,714 | 1,433,213 | - |
| 合計 | 80,466,587 | 4,859,714 | 1,433,213 | - |

第39期(2024年3月31日現在)

| | 貸借対照表 計上額(千円) | 時価(千円) | 差額(千円) |
|------------|------------------|------------|--------|
| (1) 有価証券 | 15,283 | 15,283 | - |
| (2) 金銭の信託 | 10,500,500 | 10,500,500 | - |
| (3) 投資有価証券 | 13,788,071 | 13,788,071 | - |
| 資産計 | 24,303,855 | 24,303,855 | - |

- (注1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (注2) 市場価格のない株式等
関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額159,536千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。
- (注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。
- (注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第39期(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|-------------------|------------|-------------|--------------|--------|
| 現金及び預金 | 58,206,340 | - | - | - |
| 金銭の信託 | 10,500,500 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 21,064,747 | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券のうち満期があるもの | | | | |
| 投資信託 | 15,283 | 5,351,373 | 347,505 | 11,696 |
| 合計 | 89,786,871 | 5,351,373 | 347,505 | 11,696 |

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価：
観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価：
観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価：
観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

第38期(2023年3月31日現在)

| 区分 | 時価(千円) | | | |
|--------|-----------|------------|------|------------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 有価証券 | - | 1,579,691 | - | 1,579,691 |
| 金銭の信託 | - | 10,400,000 | - | 10,400,000 |
| 投資有価証券 | 1,794,704 | 10,227,661 | - | 12,022,365 |
| 資産計 | 1,794,704 | 22,207,352 | - | 24,002,056 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されてい

るため、レベル1の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

第39期(2024年3月31日現在)

| 区分 | 時価(千円) | | | |
|--------|-----------|------------|------|------------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 有価証券 | - | 15,283 | - | 15,283 |
| 金銭の信託 | - | 10,500,500 | - | 10,500,500 |
| 投資有価証券 | 2,014,968 | 11,773,103 | - | 13,788,071 |
| 資産計 | 2,014,968 | 22,288,887 | - | 24,303,855 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

第38期(2023年3月31日現在)及び第39期(2024年3月31日現在)

関連会社株式(貸借対照表計上額は159,536千円)は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第38期(2023年3月31日現在)

| | 種類 | 貸借対照表計上額 (千円) | 取得原価 (千円) | 差額(千円) |
|--------------------------|-----|------------------|--------------|-----------|
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの | 株式 | - | - | - |
| | 債券 | - | - | - |
| | その他 | 8,983,713 | 7,558,314 | 1,425,399 |
| | 小計 | 8,983,713 | 7,558,314 | 1,425,399 |
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの | 株式 | - | - | - |
| | 債券 | - | - | - |
| | その他 | 15,018,343 | 15,474,760 | 456,417 |
| | 小計 | 15,018,343 | 15,474,760 | 456,417 |
| 合計 | | 24,002,056 | 23,033,074 | 968,982 |

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は10,400,000千円、取得原価は10,400,000千円)を含めております。

第39期(2024年3月31日現在)

| | 種類 | 貸借対照表計上額 (千円) | 取得原価 (千円) | 差額(千円) |
|-------------------------|-----|------------------|--------------|-----------|
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの | 株式 | - | - | - |
| | 債券 | - | - | - |
| | その他 | 17,364,277 | 14,269,984 | 3,094,293 |
| | 小計 | 17,364,277 | 14,269,984 | 3,094,293 |

| | | | | |
|--------------------------|-----|------------|------------|-----------|
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの | 株式 | - | - | - |
| | 債券 | - | - | - |
| | その他 | 6,939,577 | 7,241,136 | 301,559 |
| | 小計 | 6,939,577 | 7,241,136 | 301,559 |
| 合計 | | 24,303,855 | 21,511,121 | 2,792,733 |

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は10,500,500千円、取得原価は10,500,000千円）を含めてあります。

3. 売却したその他有価証券

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

| 種類 | 売却額（千円） | 売却益の合計額（千円） | 売却損の合計額（千円） |
|-----|-----------|-------------|-------------|
| 株式 | 17,240 | - | 14,120 |
| 債券 | - | - | - |
| その他 | 1,551,405 | 387,113 | 1,708 |
| 合計 | 1,568,645 | 387,113 | 15,828 |

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

| 種類 | 売却額（千円） | 売却益の合計額（千円） | 売却損の合計額（千円） |
|-----|-----------|-------------|-------------|
| 株式 | - | - | - |
| 債券 | - | - | - |
| その他 | 3,750,272 | 464,927 | 57,011 |
| 合計 | 3,750,272 | 464,927 | 57,011 |

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について104,554千円（その他有価証券のその他104,554千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について31,651千円（その他有価証券のその他31,651千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| 退職給付債務の期首残高 | 第38期 | | 第39期 | |
|------------------|-------------------------------|----|-------------------------------|----|
| | (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) | | (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) | |
| | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 退職給付債務の期首残高 | 3,723,521 | 千円 | 3,582,778 | 千円 |
| 勤務費用 | 196,190 | | 182,947 | |
| 利息費用 | 25,925 | | 39,626 | |
| 数理計算上の差異の 発生額 | 186,130 | | 79,379 | |
| 退職給付の支払額 | 176,727 | | 300,286 | |
| 過去勤務費用の発生額 | - | | - | |
| 企業結合による影響額 | - | | 226,499 | |
| 退職給付債務の期末残高 | 3,582,778 | | 3,652,185 | |

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

第38期

(自 2022年4月1日
至 2023年3月31日)

第39期

(自 2023年4月1日
至 2024年3月31日)

| | | |
|------------------|--------------|--------------|
| 年金資産の期首残高 | 2,583,927 千円 | 2,425,752 千円 |
| 期待運用収益 | 46,453 | 43,626 |
| 数理計算上の差異の 発生額 | 103,934 | 227,699 |
| 事業主からの拠出額 | - | - |
| 退職給付の支払額 | 100,694 | 204,536 |
| 年金資産の期末残高 | 2,425,752 | 2,492,542 |

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

| | 第38期 (2023年3月31日現在) | 第39期 (2024年3月31日現在) |
|-------------------------|------------------------|------------------------|
| 積立型制度の 退職給付債務 | 2,468,195 千円 | 2,250,427 千円 |
| 年金資産 | 2,425,752 | 2,492,542 |
| | 42,442 | 242,114 |
| 非積立型制度の退職給付債 務 | 1,114,583 | 1,401,758 |
| 未積立退職給付債務 | 1,157,025 | 1,159,643 |
| 未認識数理計算上の差異 | 281,343 | 558,841 |
| 未認識過去勤務費用 | 223,319 | 157,957 |
| 貸借対照表に計上された負 債と資産の純額 | 1,215,049 | 1,560,527 |
| | | |
| 退職給付引当金 | 1,333,882 | 1,608,101 |
| 前払年金費用 | 118,832 | 47,573 |
| 貸借対照表に計上された負 債と資産の純額 | 1,215,049 | 1,560,527 |

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | 第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) | 第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) |
|---------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 勤務費用 | 196,190 千円 | 182,947 千円 |
| 利息費用 | 25,925 | 39,626 |
| 期待運用収益 | 46,453 | 43,626 |
| 数理計算上の差異の 費用処理額 | 6,532 | 29,581 |
| 過去勤務費用の費用処理額 | 65,361 | 65,361 |
| 退職給付制度の統合に係る 調整額 | - | 34,505 |
| その他 | 1,600 | 2,196 |
| 確定給付制度に係る 退職給付費用 | 236,091 | 251,429 |

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額及び退職金です。「退職給付制度の統合に係る調整額」は企業結合関連費用の一部として特別損失に計上しております。

(5)年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

第38期

(2023年3月31日現在)

第39期

(2024年3月31日現在)

| | | |
|-----|--------|--------|
| 債券 | 63.6 % | 62.0 % |
| 株式 | 34.2 | 35.9 |
| その他 | 2.2 | 2.1 |
| 合計 | 100 | 100 |

長期期待運用收益率の設定方法

年金資産の長期期待運用收益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の收益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

| | 第38期 (2023年3月31日現在) | 第39期 (2024年3月31日現在) |
|-----------|------------------------|------------------------|
| 割引率 | 0.066 ~ 1.13% | 1.39 ~ 1.41% |
| 長期期待運用收益率 | 1.5 ~ 1.8% | 1.5 ~ 1.8% |

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度152,084千円、当事業年度164,524千円であります。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 第38期 (2023年3月31日現在) | 第39期 (2024年3月31日現在) |
|----------------------|------------------------|------------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 減損損失 | 499,742千円 | 389,750千円 |
| 投資有価証券評価損 | 47,876 | 30,021 |
| 未払事業税 | 169,997 | 126,161 |
| 賞与引当金 | 260,221 | 362,002 |
| 役員賞与引当金 | 29,828 | 33,564 |
| 役員退職慰労引当金 | 23,169 | 9,218 |
| 退職給付引当金 | 408,434 | 492,400 |
| 減価償却超過額 | 227,100 | 199,986 |
| 差入保証金 | 52,869 | - |
| 資産除去債務 | - | 16,900 |
| 時効後支払損引当金 | 77,865 | 76,657 |
| その他 | 212,315 | 227,182 |
| 繰延税金資産 小計 | 2,009,420 | 1,963,847 |
| 評価性引当額 | - | - |
| 繰延税金資産 合計 | 2,009,420 | 1,963,847 |
| 繰延税金負債 | | |
| 前払年金費用 | 36,386 | 14,567 |
| その他有価証券評価差額金 | 296,702 | 855,135 |
| その他 | 1,199 | 5,308 |
| 繰延税金負債 合計 | 334,288 | 875,010 |
| 繰延税金資産の純額 | 1,675,132 | 1,088,836 |

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第38期(2023年3月31日現在)及び第39期(2024年3月31日現在)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(企業結合等関係)

当社は、2023年7月31日開催の取締役会において、三菱UFJ不動産投資顧問株式会社(旧商号：MU投資顧問株式会社)と吸收分割契約を締結することを決議し、同日、吸收分割の効力発生日を2023年10月1日とする吸收分割契約を締結いたしました。本吸收分割契約に基づき、当社と三菱UFJ不動産投資顧問株式会社は、2023年10月1日付で吸收分割を実施いたしました。

なお、2023年10月1日付で当社は「三菱UFJアセットマネジメント株式会社」へ商号変更しました。

1. 取引の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 三菱UFJ不動産投資顧問株式会社
事業の内容 投資顧問業、私募投資信託の設定・運用等

(2) 企業結合日

2023年10月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社と兄弟会社である三菱UFJ不動産投資顧問株式会社を吸收分割会社、当社を吸收分割承継会社とする無対価吸收分割

(4) 結合後企業の名称

分割会社：三菱UFJ不動産投資顧問株式会社
承継会社：三菱UFJアセットマネジメント株式会社

(5) 企業結合を行った主な理由

法人投資家の運用ニーズが拡大しており、両社で取り組みを強化している法人投資家ビジネスにかかる運用・営業等の関連機能を三菱UFJアセットマネジメント株式会社に統合することで、リソースやノウハウの集約を通じた運用機能等の強化を図ってまいります。

2. 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準（企業会計基準第21号2019年1月16日）」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針（企業会計基準適用指針第10号2019年1月16日）」に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は1.1%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

| | 第38期 (2023年3月31日現在) | 第39期 (2024年3月31日現在) |
|----------------|------------------------|------------------------|
| 期首残高 | - | - |
| 有形固定資産の取得に伴う増加 | - | 1,420,750千円 |
| 時の経過による調整額 | - | 7,835千円 |
| 期末残高 | - | 1,428,586千円 |

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針)の6.収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

- 3.顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第38期(自2022年4月1日 至 2023年3月31日)及び第39期(自2023年4月1日 至 2024年3月31日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第38期(自2022年4月1日 至 2023年3月31日)及び第39期(自2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1.関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第38期(自2022年4月1日 至 2023年3月31日)

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(注5) | 科目 | 期末残高(注5) |
|-----|-----------------------|---------|--------------|---------|----------------|--|------------------------------------|--------------------------|---------------|------------------------|
| 親会社 | 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ | 東京都千代田区 | 2,141,513百万円 | 銀行持株会社業 | 被所有間接100.0% | 連結納税等 | 連結納税等に伴う支払(注1) | 3,947,200千円 | その他未払金 | 77,007千円 |
| 親会社 | 株式会社三菱UFJ信託銀行 | 東京都千代田区 | 324,279百万円 | 信託業、銀行業 | 被所有直接100.0% | 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行手数料の支払等 投資の助言 役員の兼任 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払(注2) 投資助言料(注3) | 4,893,312千円 463,416千円 | 未払手数料 未払費用 | 790,279千円 253,093千円 |

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(注5) | 科目 | 期末残高(注5) |
|-----|----------------------------|-------------|------------------|-------------|---------------------|---|--|--------------------------------------|-------------------|------------------------------------|
| 親会社 | 株三菱UFJ フィナンシャル・ グループ | 東京都 千代田区 | 2,141,513 百万円 | 銀行持株 会社業 | 被所有 間接 100.0% | グループ通算制 度 | グループ通算 制度に伴う通 算税効果額 (注4) | 132,303 千円 | その他未払金 | 105,407 千円 |
| 親会社 | 三菱UFJ 信託銀行株 | 東京都 千代田区 | 324,279 百万円 | 信託業、 銀行業 | 被所有 直接 100.0% | 当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 投資の助言 役員の兼任 | 投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2) 投資助言料 (注3) | 5,006,309 千円 463,831 千円 | 未払手数料 未払費用 | 886,173 千円 260,800 千円 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- （注）1. 連結納税制度及びグループ通算制度に基づく法人税の支払予定額であります。
- 2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
- 3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
- 4. グループ通算制度に基づく通算税効果額であります。
- 5. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(注2) | 科目 | 期末残高(注2) |
|-------------|--------------------------------|-------------|------------------|-------|----------------|---|---------------------------------------|-----------------|-------|-----------------|
| 同一の親会社を持つ会社 | 株三菱UFJ 銀行 | 東京都 千代田区 | 1,711,958 百万円 | 銀行業 | なし | 当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 | 投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注1) | 4,052,979 千円 | 未払手数料 | 868,785 千円 |
| 同一の親会社を持つ会社 | 三菱UFJ モルガン・ スタンレー 証券株 | 東京都 千代田区 | 40,500 百万円 | 証券業 | なし | 当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 | 投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注1) | 6,661,991 千円 | 未払手数料 | 1,218,051 千円 |

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(注2) | 科目 | 期末残高(注2) |
|----|--------|-----|-----|-------|----------------|-----------|-------|----------|----|----------|
|----|--------|-----|-----|-------|----------------|-----------|-------|----------|----|----------|

| | | | | | | | | | | |
|-------------|--------------------|---------|--------------|-----|----|-------------------------------|-----------------------|-------------|-------|-------------|
| 同一の親会社を持つ会社 | (株)三菱UFJ銀行 | 東京都千代田区 | 1,711,958百万円 | 銀行業 | なし | 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1) | 4,354,007千円 | 未払手数料 | 1,028,586千円 |
| 同一の親会社を持つ会社 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株 | 東京都千代田区 | 40,500百万円 | 証券業 | なし | 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1) | 7,493,449千円 | 未払手数料 | 1,449,414千円 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
2. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

三菱UFJ信託銀行株式会社(非上場)

(1 株当たり情報)

| | | 第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) | 第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) |
|---------------|--|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 1 株当たり純資産額 | | 415,979.76円 | 454,898.22円 |
| 1 株当たり当期純利益金額 | | 48,881.17円 | 49,804.10円 |

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | | 第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) | 第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) |
|--------------------|--|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 当期純利益金額(千円) | | 10,342,327 | 10,537,601 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | | - | - |
| 普通株式に係る当期純利益金額(千円) | | 10,342,327 | 10,537,601 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | | 211,581 | 211,581 |

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位:百万円)

第40期中間会計期間

(2024年9月30日現在)

(資産の部)

流動資産

| | | |
|---------|--|--------|
| 現金及び預金 | | 28,443 |
| 有価証券 | | 7 |
| 前払費用 | | 812 |
| 未収入金 | | 145 |
| 未収委託者報酬 | | 23,384 |
| 未収収益 | | 1,003 |
| 金銭の信託 | | 1,999 |
| その他 | | 324 |
| 流動資産合計 | | 56,120 |

固定資産

| | | |
|------------|---|--------|
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 1 | 2,853 |
| 器具備品 | 1 | 1,306 |
| 土地 | | 628 |
| 建設仮勘定 | | 193 |
| 有形固定資産合計 | | 4,981 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | | 3,983 |
| ソフトウェア仮勘定 | | 1,356 |
| 無形固定資産合計 | | 5,340 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | | 12,099 |
| 関係会社株式 | | 159 |
| 投資不動産 | 1 | 1,750 |
| 長期差入保証金 | | 690 |
| 前払年金費用 | | 14 |
| 繰延税金資産 | | 1,692 |
| その他 | | 45 |
| 貸倒引当金 | | 23 |
| 投資その他の資産合計 | | 16,428 |
| 固定資産合計 | | 26,750 |
| 資産合計 | | 82,871 |

(単位：百万円)

第40期中間会計期間

(2024年9月30日現在)

(負債の部)

| | | |
|---------|---|--------|
| 流動負債 | | |
| 預り金 | | 943 |
| 未払金 | | |
| 未払収益分配金 | | 114 |
| 未払償還金 | | 151 |
| 未払手数料 | | 8,340 |
| その他未払金 | | 679 |
| 未払費用 | | 8,675 |
| 未払消費税等 | 2 | 845 |
| 未払法人税等 | | 2,907 |
| 賞与引当金 | | 1,176 |
| 役員賞与引当金 | | 115 |
| その他 | | 9 |
| 流動負債合計 | | 23,958 |

固定負債

| | | |
|---------|--|-------|
| 退職給付引当金 | | 1,644 |
|---------|--|-------|

| | |
|-----------|--------|
| 役員退職慰労引当金 | 25 |
| 時効後支払損引当金 | 249 |
| 資産除去債務 | 1,436 |
| その他 | 29 |
| 固定負債合計 | 3,384 |
| 負債合計 | 27,343 |

(純資産の部)

| | |
|----------|--------|
| 株主資本 | |
| 資本金 | 2,000 |
| 資本剰余金 | |
| 資本準備金 | 3,572 |
| その他資本剰余金 | 41,160 |
| 資本剰余金合計 | 44,732 |
| 利益剰余金 | |
| 利益準備金 | 342 |
| その他利益剰余金 | |
| 繰越利益剰余金 | 6,910 |
| 利益剰余金合計 | 7,253 |
| 株主資本合計 | 53,986 |

(単位：百万円)

第40期中間会計期間
(2024年9月30日現在)

| | |
|--------------|--------|
| 評価・換算差額等 | |
| その他有価証券評価差額金 | 1,542 |
| 評価・換算差額等合計 | 1,542 |
| 純資産合計 | 55,528 |
| 負債純資産合計 | 82,871 |

(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

第40期中間会計期間
(自 2024年4月1日
至 2024年9月30日)

| | |
|---------|--------|
| 営業収益 | |
| 委託者報酬 | 56,145 |
| 投資顧問料 | 1,713 |
| その他営業収益 | 2 |
| 営業収益合計 | 57,862 |
| 営業費用 | |
| 支払手数料 | 19,522 |
| 広告宣伝費 | 203 |
| 公告費 | 0 |
| 調査費 | |
| 調査費 | 2,206 |
| 委託調査費 | 15,946 |
| 事務委託費 | 1,042 |
| 営業雑経費 | |
| 通信費 | 80 |
| 印刷費 | 215 |
| 協会費 | 41 |
| 諸会費 | 11 |
| 事務機器関連費 | 1,405 |
| 営業費用合計 | 40,676 |

| | |
|-----------|-------|
| 一般管理費 | |
| 給料 | |
| 役員報酬 | 232 |
| 給料・手当 | 3,459 |
| 賞与引当金繰入 | 1,089 |
| 役員賞与引当金繰入 | 115 |
| 福利厚生費 | 725 |
| 交際費 | 4 |
| 旅費交通費 | 60 |
| 租税公課 | 281 |
| 不動産賃借料 | 325 |
| 退職給付費用 | 189 |
| 固定資産減価償却費 | 1 |
| 諸経費 | 1,218 |
| 一般管理費合計 | 524 |
| 營業利益 | 8,224 |
| | 8,960 |

(単位：百万円)

第40期中間会計期間

(自 2024年4月1日
至 2024年9月30日)

| | |
|--------------|-------|
| 營業外収益 | |
| 受取配当金 | 49 |
| 受取利息 | 4 |
| 投資有価証券償還益 | 22 |
| 収益分配金等時効完成分 | 3 |
| 受取賃貸料 | 112 |
| その他 | 3 |
| 營業外収益合計 | 195 |
| 營業外費用 | |
| 投資有価証券償却損 | 6 |
| 時効後支払損引当金繰入 | 19 |
| 事務過誤費 | 7 |
| 賃貸関連費用 | 1 |
| その他 | 94 |
| 營業外費用合計 | 10 |
| 経常利益 | 137 |
| 特別利益 | 9,017 |
| 投資有価証券売却益 | 497 |
| 特別利益合計 | 497 |
| 特別損失 | |
| 投資有価証券売却損 | 58 |
| 固定資産除却損 | 18 |
| 固定資産売却損 | 3 |
| 減損損失 | 2 |
| 事業譲渡関連損失 | 1,306 |
| 特別損失合計 | 285 |
| 税引前中間純利益 | 1,672 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 7,842 |
| 法人税等調整額 | 2,847 |
| 法人税等合計 | 428 |
| 中間純利益 | 2,418 |
| | 5,423 |

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | |
|---------------------------|-------|-------|----------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |
| 当期首残高 | 2,000 | 3,572 | 41,160 | 44,732 |
| 当中間期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | |
| 中間純利益 | | | | |
| 別途積立金の取崩 | | | | |
| 株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額) | | | | |
| 当中間期変動額合計 | | | | |
| 当中間期末残高 | 2,000 | 3,572 | 41,160 | 44,732 |

| | 利益剰余金 | | | | 株主資本合計 | |
|---------------------------|-------|----------|---------|---------|--------|--|
| | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金合計 | | |
| | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | | |
| 当期首残高 | 342 | 6,998 | 40,236 | 47,577 | 94,310 | |
| 当中間期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | 45,747 | 45,747 | 45,747 | |
| 中間純利益 | | | 5,423 | 5,423 | 5,423 | |
| 別途積立金の取崩 | | 6,998 | 6,998 | | | |
| 株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額) | | | | | | |
| 当中間期変動額合計 | | 6,998 | 33,326 | 40,324 | 40,324 | |
| 当中間期末残高 | 342 | | 6,910 | 7,253 | 53,986 | |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---------------------------|--------------|------------|--------|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 1,937 | 1,937 | 96,247 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | 45,747 |
| 中間純利益 | | | 5,423 |
| 別途積立金の取崩 | | | |
| 株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額) | 395 | 395 | 395 |
| 当中間期変動額合計 | 395 | 395 | 40,719 |
| 当中間期末残高 | 1,542 | 1,542 | 55,528 |

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 3年～20年

投資不動産 3年～50年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5. 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

[注記事項]

(中間貸借対照表関係)

1 減価償却累計額

| 第40期中間会計期間 (2024年9月30日現在) | |
|------------------------------|----------|
| 建物 | 590百万円 |
| 器具備品 | 1,894百万円 |
| 投資不動産 | 249百万円 |

2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

1 減価償却実施額

| 第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) | |
|---|--------|
| 有形固定資産 | 331百万円 |
| 無形固定資産 | 886百万円 |
| 投資不動産 | 38百万円 |

2 減損損失

当社は、以下のとおり減損損失を計上しました。

| 場所 | 用途 | 種類 | 金額 |
|-----------|---------------|--------|----------|
| 東京都港区(本社) | インターネット直販サービス | ソフトウェア | 1,306百万円 |

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を1つのグルーピングとしております。

現行のソフトウェアについて将来の利用終了が見込まれるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額として使用価値を用いておりますが、割引率については使用見込期間が短いため考慮しておりません。

(中間株主資本等変動計算書関係)

第40期中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| | 当事業年度期首 株式数(株) | 当中間会計期間 増加株式数(株) | 当中間会計期間 減少株式数(株) | 当中間会計期間末 株式数(株) |
|-------|-------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 211,581 | - | - | 211,581 |
| 合計 | 211,581 | - | - | 211,581 |

2. 配当に関する事項

2024年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

| | |
|----------|------------|
| 配当金の総額 | 45,747百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 216,218円 |
| 基準日 | 2024年3月31日 |
| 効力発生日 | 2024年6月27日 |

(リース取引関係)

第40期中間会計期間(2024年9月30日現在)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

| | |
|-----|----------|
| 1年内 | 681百万円 |
| 1年超 | 510百万円 |
| 合計 | 1,192百万円 |

(金融商品関係)

第40期中間会計期間(2024年9月30日現在)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれてありません((注2)参照)。

| | 中間貸借対照表 計上額(百万円) | 時価(百万円) | 差額(百万円) |
|------------|---------------------|---------|---------|
| (1) 有価証券 | 7 | 7 | - |
| (2) 金銭の信託 | 1,999 | 1,999 | - |
| (3) 投資有価証券 | 12,099 | 12,099 | - |
| 資産計 | 14,106 | 14,106 | - |

(注1)「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

関連会社株式(中間貸借対照表計上額 159百万円)は、市場価格がないため、記載していません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットが

それぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産

| 区分 | 時価(百万円) | | | |
|--------|---------|--------|------|--------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 有価証券 | - | 7 | - | 7 |
| 金銭の信託 | - | 1,999 | - | 1,999 |
| 投資有価証券 | 2,686 | 9,412 | - | 12,099 |
| 資産計 | 2,686 | 11,419 | - | 14,106 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF(上場投資信託)は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF(上場投資信託)以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

第40期中間会計期間(2024年9月30日現在)

1. 子会社及び関連会社株式

関連会社株式(中間貸借対照表計上額 159百万円)は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

| | 種類 | 中間貸借対照表 計上額(百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額(百万円) |
|--------------------------------|-----|---------------------|---------------|---------|
| 中間貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの | 株式 | - | - | - |
| | 債券 | - | - | - |
| | その他 | 10,113 | 7,534 | 2,578 |
| | 小計 | 10,113 | 7,534 | 2,578 |
| 中間貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの | 株式 | - | - | - |
| | 債券 | - | - | - |
| | その他 | 3,993 | 4,349 | 355 |
| | 小計 | 3,993 | 4,349 | 355 |
| 合計 | | 14,106 | 11,883 | 2,222 |

(注)「その他」には、中間貸借対照表の「金銭の信託」(中間貸借対照表計上額1,999百万円、取得価額2,000百万円)を含めております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減

第40期中間会計期間

(自 2024年4月1日

至 2024年9月30日)

| | |
|----------------|----------|
| 期首残高 | 1,428百万円 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加 | - |
| 時の経過による調整額 | 7百万円 |
| 中間期末残高 | 1,436百万円 |

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 第40期中間会計期間 (2024年9月30日現在) | |
|--------------------------------------|-------------|
| 1株当たり純資産額 (算定上の基礎) | 262,445.12円 |
| 純資産の部の合計額（百万円） | 55,528 |
| 普通株式に係る中間期末の純資産額（百万円） | 55,528 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数（株） | 211,581 |

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) | |
|---|------------|
| 1株当たり中間純利益金額 (算定上の基礎) | 25,633.62円 |
| 中間純利益金額（百万円） | 5,423 |
| 普通株主に帰属しない金額（百万円） | - |
| 普通株式に係る中間純利益金額（百万円） | 5,423 |
| 普通株式の期中平均株式数（株） | 211,581 |

（注）潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<更新後>

（1）受託会社

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社
(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
資本金の額：324,279百万円（2024年9月末現在）
事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

| 名称 | 資本金の額 (2024年9月末現在) | 事業の内容 |
|---------------|-----------------------|---------------------|
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 1,711,958 百万円 | 銀行業務を営んでいます。 |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 324,279 百万円 | 銀行業務および信託業務を営んでいます。 |

3 【資本関係】

<訂正前>

該当ありません。（2024年6月末現在）

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

<訂正後>

該当ありません。（2024年12月末現在）

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

独立監査人の中間監査報告書

2025年2月26日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ DC世界ESGバランスファンドの2024年6月26日から2024年12月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ DC世界ESGバランスファンドの2024年12月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年6月26日から2024年12月25日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合には、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

2024年6月7日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行
行社員 山田信之

指定有限責任社員
業務執行
行社員 田嶋大士

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJアセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJアセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年12月3日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 鶴見将史

指定有限責任社員
業務執行社員 田嶋大士

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJアセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。